

令和元年度 講座「丹波学」

戦略のクロスポイント「丹波」

～ 権力者たちの見たもの ～

(公財)兵庫丹波の森協会
丹波の森公苑

目 次

1	講座「丹波学」の開講にあたって	・・・	1
2	講義記録		
	講座概要	・・・	2
	第1回 8月31日(土)		
	南北朝内乱と丹波	・・・	3
	花園大学 専任講師	生駒 孝臣 氏	
	第2回 9月14日(土)		
	明智光秀の丹波支配	・・・	20
	城郭談話会 会員	福島 克彦 氏	
	第3回 10月5日(土)		
	丹波赤井氏(荻野氏)の勃興	・・・	28
	立命館大学 授業担当講師	秦野 裕介 氏	
	第4回 11月9日(土)		
	近世丹波の舟運—加古川を中心に—	・・・	36
	市立枚方宿鍵屋資料館 学芸員、佛教大学 非常勤講師等		
		片山 正彦 氏	
	第5回 12月21日(土)		
	丹波波多野氏の台頭過程	・・・	46
	株式会社歴史と文化の研究所 代表取締役	渡邊 大門 氏	
3	講師紹介	・・・	66

1 講座「丹波学」の開講にあたって

1 丹波の森宣言

兵庫県丹波地域は、県の中東部に位置する緑豊かな森のくにです。丹波篠山市と丹波市からなり、阪神都市圏から50～70kmの近郊にありながら、森林面積が約75%を占めています。昔ながらの田園風景や静かな環境が今も残され、加古川、武庫川、由良川の源流をなす母なる森の恵みは、良質な食糧の生産や自然環境の保全など重要な役割を担ってきました。また、京都、大阪、播磨、山陰などからの街道が交差する文化の十字路として、様々な文化が入り交じり、独特の文化を育んできました。

この丹波の自然と文化を守り生かした地域づくりを目指し、昭和63年8月、住民代表による100人委員会を組織して「丹波の森宣言」を起草し、同年9月の丹波の森1000人大会において、「丹波の森宣言」を採択しました。

丹波の森宣言

丹波の自然と文化は、現在及び将来にわたる住民共有の財産であって、これを維持発展させることは私たちに課せられた重大な責務です。

今、私たちはこの責務を強く自覚し、お互いに力を合わせ、自然や文化を大切にしながら、これらを生かした「丹波の森」づくりを次のように進めることを宣言します。

- 1 丹波の健全な発展をそこなうような自然破壊は行わず、森を大切に守り育てます。
- 2 丹波の自然景観を大切に、花と緑の美しい地域づくりを進めます。
- 3 丹波の文化景観及び歴史的遺産を大切に、個性豊かな地域文化を育てます。
- 4 丹波の素朴さと人情を大切に、安らぎと活力に満ちた地域づくりを進めます。

「丹波の森宣言」は、丹波地域の全世帯、企業に配布され、丹波地域の約6割にあたる21,616世帯が同意署名を行いました。

2 講座「丹波学」の開設

講座「丹波学」は、「丹波の森宣言」の中でも、「丹波の文化景観及び歴史的遺産を大切に、個性豊かな地域文化を育てます。」という宣言を具現化するために、平成8年から開設されています。

今年で24回目を迎える本講座は、単なる郷土史等の講座ではなく、丹波地域の伝統、文化、歴史、風俗、人物、地理、言語などを総合的に学ぶことを通して、丹波の資源や特性を生かした地域づくりに資することを目的とした地域学です。

3 令和元年度のテーマ

令和元年度は、テーマを「戦略のクロスポイント「丹波」～権力者たちの見たもの～」としました。

中世から近世にかけて、権力者たちにとって常に戦略・流通の要衝であり続けた丹波で、たくましく生き抜いた人々の熱い息づかいを感じることで、丹波の誇れるものや受け継がれるべきものが何かをあらためて考える講座としました。

2 講義記録

講座概要

- テーマ 戦略のクロスポイント「丹波」～権力者たちの見たもの～
- 期間 令和元年8月31日(土)～12月21日(土)
- 場所 丹波の森公苑 多目的ルーム
- 日程

開催日	学習テーマ	講師等
令和元年 8月31日 (土)	南北朝内乱と丹波	花園大学 専任講師 生駒 孝臣 氏
9月14日 (土)	明智光秀の丹波支配	城郭談話会 会員 福島 克彦 氏
10月5日 (土)	丹波赤井氏(荻野氏)の勃興	立命館大学 授業担当講師 秦野 裕介 氏
11月9日 (土)	近世丹波の舟運 —加古川を中心に—	市立枚方宿鍵屋資料館 学芸員、 佛教大学 非常勤講師等 片山 正彦 氏
12月21日 (土)	丹波波多野氏の台頭過程	株式会社歴史と文化の研究所 代表取締役 渡邊 大門 氏

第1回 南北朝内乱と丹波

花園大学文学部日本史学科 専任講師

生駒 孝臣

はじめに



今回の丹波学で私に与えられたテーマは、南北朝内乱と丹波という、少し大きめのテーマです。戦略のクロスポイントとついていきますように、この丹波が中世から近世にかけて

の戦乱で、どのような位置にあったのかということ、まず最初に南北朝時代からお話しさせていただくという次第です。

初めに南北朝内乱のはじまりについてお話しします。鎌倉幕府の滅亡に続く、後醍醐天皇による建武の新政の開始とその挫折、足利尊氏の新政からの離反と天皇との対立が起こります。そして、1336年12月に尊氏との争いに敗れた後醍醐天皇が京都から吉野へと出奔し、そこで自身の正統性を訴え、南朝を樹立します。以後、およそ60年に及ぶ日本列島全域を巻き込んだ内乱に展開していきます。

この南北朝内乱は、日本列島を分断した内乱でした。単純に朝廷が京都と吉野にわかれただけでなく、それぞれの天皇に従った貴族、武士らが双方に分裂して争いました。それが南北朝時代です。

では、この南北朝時代にあって、丹波という地はどういうところだったのでしょうか。丹波は古代以来、山陰道の表玄関に当たる京都にとって軍事・経済的に重要な国でした。非常に広大な国であり、京都からここを経て、山陰地方のみならず、山陽道・瀬戸内海地域にも通じる交通の要衝でした。しかも、京都に隣接しているという立地上、古くから中央の政争や紛争の影響をダイレクトに受ける国でもありました。そうした観点で南北朝時代の丹波をみると、どのように捉えられるのかというのが、今回の話の中心的なテーマとなります。そこで、まず南北朝時代の前提として、鎌倉幕府滅亡という問題と丹波との関係についてみていきます。

1 鎌倉幕府の滅亡と丹波

○後醍醐天皇の倒幕計画

南北朝内乱のきっかけを作った後醍醐天皇は、本

来、天皇になる予定ではなく、鎌倉時代の皇位継承の問題から、一代限りの「中継ぎ」として立てられた天皇でした。本来、後醍醐天皇の皇統である大覚寺統は、後醍醐の兄、後二条天皇が皇位を退いたあとは、その子の邦良親王が継承する予定でした。しかし、徳治3年(1308)に後二条が急死してしまい、邦良親王もまだ幼かったため、親王が成人するまでの中継ぎとして文保2年(1318)2月に天皇につけられたのが後醍醐だったのです。

中継ぎとして立てられた後醍醐は、一代限りの天皇としての役割しか与えられていなかったため、膨大な王家領を継承することも、自分の子に皇位を譲ることも許されませんでした。後醍醐は、自分の血統が皇統として存続することができないという状況に不満を抱きました。その不満は、後醍醐を中継ぎとして押した父である後宇多法皇と、後宇多の構想を支持した鎌倉幕府に向くこととなり、鎌倉幕府を倒すという方向へと流れていきました。

後醍醐は、諸国で幕府に対する反乱分子を募ったり、京都で無礼講・破仏講といった、どんちゃん騒ぎにかこつけた倒幕の密議を行ったりしていきます。そこで正中元年(1324)に六波羅探題という、京都にあった幕府の出先機関を襲撃する計画を立てましたが、事前に露顕してしまい、失敗に終わりました。そして、後醍醐が自身の無実を訴えた弁明の書状を幕府に送ったことにより、幕府はそれ以上、天皇を追及できないということになりました。これが正中の変と呼ばれる後醍醐天皇の一度目の倒幕計画です。

しかし後醍醐は、歴史の結果が示しておりますとおり、これで諦めることはありませんでした。正中の変後も、その野心は止むことが無く、着々と次の倒幕計画を進めていました。

○足利尊氏の挙兵と丹波武士

元弘元年(1331)8月、後醍醐天皇は2度目の倒幕計画を進めていましたが、これもまた内部からの密告によって六波羅に露見してしまいます。六波羅の追及を逃れるため京都を脱出した後醍醐は、山城国と大和国の境にあります、笠置山へと逃れてそこで籠城して、幕府軍に対抗します。

六波羅は、討伐軍を笠置山へと派遣しようとはしますが、比叡山の大家(いわゆる僧兵)が後醍醐に同調する動きがあるという情報もたらされたため、丹波の武士の久下・長沢(中沢)氏ら800余騎を近江の天津に派遣しました。

これが南北朝内乱に関わる、丹波武士の最初の活動です。つまり、鎌倉末期の段階では、鎌倉幕府方の軍

勢として、久下や中沢といった丹波武士たちは活動していたのです。

久下氏は、この丹波市域に該当する水上郡一帯に所領を持っていた武士であり、中沢氏もこの地域の東隣にあった大山荘という地の地頭を務めていた武士です。彼らは大津に派遣されましたが、その後、笠置山が一月あまりで陥落して、後醍醐は幕府に捕まり、後に隠岐へと流されます。これを元弘の変といいます。

ちなみに、後醍醐は笠置山に籠城していた最中に、河内の楠木正成を召還して、彼に挙兵の約束を取り付けます。正成は約束通り、河内で挙兵しますが、彼の居城赤坂城から落ち延びて行方不明となります。

しかし、正慶元年（1332）12月に、行方知れずだった楠木正成と、後醍醐天皇の皇子である護良親王が再び河内と吉野で挙兵します。その間に後醍醐天皇も隠岐国を脱出して、伯耆国の船上山に籠城してしまいます。こうした一連の動きに焦った幕府は、後醍醐を捕縛するため、足利尊氏を西国に派遣します。関東から京都へ、そして、京都から丹波を経て伯耆へと兵を進める足利尊氏は、丹波の篠村八幡宮に立ち寄りました。そして尊氏は、正慶2年（1333）4月29日に、ここで幕府に反旗を翻すという決心をして、近国の勢、すなわち丹波の勢力を召集します。篠村八幡宮の地は、足利氏の所領といわれるところであり、京都から山陰諸国への玄関口にあたる場所でした。

ここでの尊氏による丹波勢の召集にいち早く応じたのが、久下氏でした。久下氏は、承久3年（1221）に起こった承久の乱後に、関東から西国の後鳥羽上皇方の所領であった地に新しく地頭として赴任した、いわゆる西遷御家人と呼ばれる武士でした。丹波国は、承久の乱において後鳥羽上皇方として参戦した武士が多かったと考えられています。後鳥羽方の武士の所領は、乱後に幕府に没収されて、久下氏のような武士が新補地頭として多く派遣されました。つまり、関東から丹波へとやって来た武士たちは、当地に土着していきます。久下氏の場合、承久の乱後に入部した丹波市にあった栗作郷を中心に、その勢力を拡大していました。

足利尊氏が篠村で旗揚げをした5月6日に、久下弥三郎重時とその子息の貞重・頼直・長重ら一族が、「一番」と書いた旗を持って、尊氏のもとに140～150騎の兵を率いてやって来ました。尊氏は、「一番」の旗を不思議に思い、その意味を執事の高師直に尋ねました。すると師直は、かつて彼らの祖先が源頼朝の最初の挙兵が失敗した際に、わざわざ頼朝のもとに駆けつけたので、それを喜んだ頼朝から今後は「一番」の

旗を使うようにと言われたことを故実に、今も使っているのだと答えました。これを聞いた尊氏は、鎌倉幕府を開いた源頼朝にとって良い出来事であったのだから、今回の久下氏の参陣もそれと同じだと喜んだという話が『太平記』に記されています。

この久下氏を筆頭に丹波武士たちのこの時点での動向についてみておきます。丹波国では、丹波市水上町の高山寺に足立・荻野・児島・位田・本庄・平庄といった武士たちが籠城します。彼らは、尊氏の呼び掛けに応じず、独自に丹後や若狭を經由して、北陸道から京都を攻めることを計画していました。その一方で、中沢・志宇知・山内・蘆田・余田・酒井・波賀野・小山・波々伯部といった丹波武士たちは、尊氏のもとに参陣して、篠村に集まった軍勢は2万余騎に膨れ上がったといえます。尊氏は、これらの軍勢を引き連れて、5月7日に六波羅探題を攻略します。

六波羅のトップを勤めていた北条氏の一門北条仲時は、京都を脱出して四百数十名の軍勢とともに、近江の番場の蓮華寺（米原市）へと逃れます。しかし、野武士ら落ち武者狩りに包囲され、四百数十名とともに切腹し、ここに六波羅探題は名実ともに滅びることとなります。

一方、関東ではその二週間後に、本国へと帰っていた新田義貞が鎌倉幕府を攻め落とし、北条氏のトップである北条高時以下、1150人の幕臣たちを自害に追い込んで、150年近く続いた鎌倉幕府を滅亡させました。ここに、後醍醐天皇の最初の倒幕運動から、わずか9年で幕府は滅び去ってしまったのです。

帰京を果たした後醍醐は、天皇を中心とした建武の新政、すなわち建武政権を樹立することとなります。この建武政権下で丹波がどのように位置付けられていたのかをみてみます。

2 建武政権下の丹波

○鎌倉時代の公武政権と丹波

その前に、鎌倉時代の公武政権、すなわち朝廷と幕府にとって、丹波がどのような地域であったのかを確認しておきます。丹波は、畿内、とりわけ京都から山陰地方へと繋がる出入り口にあたります。すなわち山陰諸国と京都を結ぶ重要な交通の要衝であったというわけです。また、京都と山陰地方を繋げていただけではありません。京都と山陽道諸国の間には、西国街道が通っています。その西国街道沿いの摂津側から山陰道の日本海側へ抜けるルートも、丹波を通っていました。

軍事上、経済上、流通・交通上、重要なルートがい

くつも走っている場所、それが丹波だったのです。そして古代以来、京都で起こった中央の政争や内乱の影響がダイレクトに及ぶ地域でもあります。京都での争いに負けた人間が丹波へと逃げ込み、そこから日本海側、または瀬戸内海側に逃げるといった手段が取れます。つまり中世史上の大きな事件と密接に関わる地域、それが丹波であります。

古くから政治的・経済的に重要な場所として認識されていたことは、丹波が院分国であったという事実にも示されています。院分国というのは、丹波国、摂津国など前近代の行政単位である国が、天皇家の家長である上皇（院）のいわば直轄領となった国のことです。この丹波一国は、天皇家の直轄領となっていた時期があります。要するに、丹波の国から上がってくる収益を天皇家が握っていくことになるのですから、その経済基盤として重視されていたということです。

鎌倉時代であれば、後鳥羽上皇の時期に、その後の天皇家が大覚寺統（後醍醐天皇に連なる皇統）・持明院統という二つの皇統に分かれた時期でも、両者の間で取り合うかたちになっていました。

このように、公家が重要だと認識していた国なので、武家も同じように考えていました。鎌倉幕府は、諸国に守護という軍事・警察を担当する役職を設置しました。この丹波国にも守護が置かれてしかるべきなのですが、当地は承久の乱後に京都に設置された鎌倉幕府の出先機関であります、六波羅探題の管轄となっていました。六波羅はいわば幕府の「京都支店」のようなものですが、幕府にとっても重要な国として認識されたいことを示しているのです。

このように、公家政権、すなわち朝廷も幕府も丹波という国を重要視していたというのが鎌倉時代の状況なのです。当然その流れは、南北朝時代の後醍醐天皇にも受け継がれます。

○建武政権の丹波支配

後醍醐天皇は、建武の新政において諸国に、古代以来の国司という官職と、鎌倉幕府が初めて設置した守護という職務の二つを併存させます。後醍醐は、鎌倉幕府を倒したことから、武家政権を否定したと一般的に言われますが、建武の新政において鎌倉幕府が採用していたいろんな面を引き継いで、活かしていたという事実が指摘されています。例えばそれは、裁判のやり方や、裁判を担当するスタッフなどにもあらわれています。つまり、幕府の役職である守護を採用したというも、地方の統治方法においては、幕府の美味しいところを取ったということなのです。

では、建武政権下において、丹波国司・守護は誰が

勤めていたのでしょうか。後醍醐天皇の寵臣に「三木一草」と呼ばれた四人の人物がいました。それは武士の楠木正成、結城親光、名和伯耆守長年ら三人と、公家の千種忠顕をあわせた四名です。このうち、千種忠顕が丹波国司に任じられていました。彼は鎌倉時代末期から後醍醐天皇の側近として活躍した人物でした。つまり、京都に隣接する重要な国を後醍醐は側近である忠顕に預けたということです。

また、丹波守護は、白井盛景という丹波国氷上郡、つまりこの丹波市域にいた清和源氏満仲流の流れを汲む武士が任じられていました。彼は千種忠顕に取り立てられて、この国の守護として抜擢されたと考えられています。したがって、後醍醐の側近千種忠顕が国司として支配を任されていたということとあわせて、丹波が建武政権にとっても、非常に重視されていたということがわかります。

○建武政権の矛盾

しかし、この建武政権もすぐに破綻してしまいます。後醍醐は先例を無視した人事などを行い、人々の間に不満が広がりました。一般的には公家を優遇して、武士を蔑ろにしたから、武士の不満が高まって建武の新政は崩壊したと言われますが、事実は必ずしもそうではありません。中世という時代は、身分がきちんと固まっており、その身分によって就くことができる官職とできない官職とがあります。後醍醐が建武政権で優遇したのは、通常であれば朝廷の要職や高位高官などに就くことができない武士たちでした。

例えば、楠木正成の場合、建武政権の要職をいくつも兼任しただけでなく、摂津国の国司と守護の地位を与えられていました。本来、正成は国司になれるような武士ではありません。また後醍醐から従五位下という官位を与えられていますが、これも正成レベルの武士がそう簡単に得られる位ではありませんでした。

一方足利尊氏も、鎌倉幕府打倒の功労者であったにもかかわらず、その恩賞については「尊氏なし」と言われて、建武政権から除外されていたと言われますが、後醍醐の侍大將的な立場として、また武蔵・常陸・下総といった三カ国も貰っています。ですので、尊氏についても冷遇されていたとは言いきれないのです。ちなみに、「三木一草」の一人の名和長年は、後醍醐が隠岐から逃れたときに手助けをした武士であり、因幡と伯耆をもらっています。もちろん彼も国司になれるような身分の高い武士ではありませんでした。

では、このように本来国司になれるような武士たちが、2カ国も3カ国も貰っているという状況を当時の人たちはどう見ていたのでしょうか。

『梅松論』という『太平記』と並んで著名な南北朝時代の史料には、「武家楠（正成）・伯耆守（名和長年）・赤松（円心）以下山陽・山陰両道の輩、朝恩に誇る事、傍若無人ともいひつべし」とみえています。つまり、正成や長年、同じく倒幕に功績のあった赤松円心、そして山陽道・山陰道の武士達が、後醍醐天皇の恩を笠に若くは振る舞いをしていたという状況が、建武の新政下では生まれてきたと非難されているのです。ここに、後醍醐が建武政権下において、公家よりも、武士を優遇していたという点に、その矛盾が現れていたということを読み取れるわけでありませう。

○相次ぐ反乱と建武政権崩壊の兆し

その結果、次から次へと反乱が起こっていきます。建武政権発足後、一番最初に問題となったのが、倒幕運動にも尽力した後醍醐天皇の皇子の護良親王です。彼は足利尊氏に対してライバル心を抱いていたようであり、尊氏の排除に執念を燃やしていました。彼は後醍醐に足利尊氏の討伐をずっと懇願し、自身も虎視眈々と尊氏の首を狙っていましたが、結局尊氏によって足元をすくわれてしまい、建武元年（1334）10月に謀反の嫌疑によって捕縛されて、鎌倉へと流されてしまいます。そして、翌年には鎌倉で足利尊氏の弟の直義によって殺害されてしまいます。

また、その翌年の建武2年（1335）6月には、西園寺公宗という公家が、後醍醐天皇の暗殺を目論みましたが、その計画が露顕してしまい、捕まって殺害されています。公宗の後醍醐暗殺計画は、単独犯ではなく、北条泰家・時興といった新田義貞に滅ぼされた北条高時の弟達、そして高時の遺児である時行らと共に謀したクーデターであったということが発覚します。彼らは全国で同時に反乱の火の手を挙げて、建武政権を転覆させるといったクーデター事件を企てていました。公宗の逮捕と計画の失敗により、この年の7月には、北条時行が信濃で挙兵して、鎌倉を制圧するという大規模な反乱が起こります。当時の鎌倉は、鎌倉時代とは逆に建武政権が関東を統治するための出先機関が置かれておりました。そこが北条高時の遺児時行によって制圧されてしまったのです。この時行の反乱を中先代の乱と言います。

この時、鎌倉には先ほども述べました足利尊氏の弟の直義がいました。尊氏は弟を助けたいという一心もあってか、後醍醐天皇に北条時行鎮圧のための出兵許可を願い出のですが、後醍醐は尊氏を行かせてしまうと、そのまま独立するのではないかと考え、反対します。しかし尊氏は、それを遮って無断出撃をして、

北条時行の反乱を鎮圧します。後醍醐は、鎌倉から早く京都へと帰って来ることを再三にわたって命じましたが、尊氏は帰京しないまま、事実上、鎌倉で独立を果たします。これにより、後醍醐は尊氏の行為を謀反と認定し、新田義貞をその追討に派遣しますが失敗に終わります。

○足利尊氏の建武政権からの離脱と丹波武士

追い詰められた尊氏は、建武3年（1336）正月に上洛を果たして一旦京都を制圧しますが、楠木正成や新田義貞に追い払われて、2月には丹波の篠村に逃れます。その後、兵庫へと抜けて九州へと落ち延びていきます。尊氏が丹波に逃れた際、丹波武士たちは、まず尊氏が上洛する一月前の建武2年（1335）12月の時点で、久下弥三郎時重、波々伯部次郎左衛門為光、そして中沢三郎入道たちが、当時まだ建武政権下の丹波守護でありました碓（臼）井盛重の館を襲撃するという話が、『太平記』に出てきます。すなわち尊氏が、建武政権に対する謀反人と認定されたのと時を同じくして、彼らは尊氏に同調する形で建武政権に公然と反旗を翻していったというわけです。

彼ら久下・波々伯部・中沢らは鎌倉幕府滅亡時に、すぐに尊氏に味方したという背景があります。つまり、尊氏との繋がりが強固だったと考えられるわけです。また、やはり建武政権下の千種忠顕とその配下の碓井盛重による支配によって、彼らが圧迫されていた可能性というのが非常に高いと考えられます。すなわち、建武政権下では、日の目を見なかった彼らでしたが、自分たちが主人と仰ぐ尊氏の反乱に呼応するかたちで、一気に挽回する機会を得たのだと考えられるのです。

ちなみに久下時重は、尊氏が敗走する2月には、尊氏から感状を貰っており、足利の名号・紋と、「一番」の旗印の使用を認められています。

畿内から逃れざるを得なくなった尊氏は、丹波の押さえを確実にしておきたいと考えていたようで、仁木頼章という、尊氏の信任の厚い武士を、尊氏が九州へ敗走する2月に丹波の防衛のために派遣しています。頼章は、尊氏方について丹波武士たちを糾合して、丹波で建武政権に対する反攻を行っていきます。さらに頼章は、3月には丹波国の足利方の大将となって、久下・中沢・荻野・波々伯部といった武士たちと、高山寺城に籠城して、徹底抗戦を続けております。

この仁木頼章という人物は、数ある足利一門の一流です。足利一門には、細川、吉良、今川という、後に戦国大名などとして名前を残す家がありますが、仁木氏は南北朝時代のうちに終わってしまいます。しかし、

頼章は、尊氏にとって懐刀的存在として、後には室町幕府の二代目の執事という役職を勤めます。

そんな頼章を尊氏が丹波に留め置いた背景としては、丹波国には、足利氏の所領と考えられる篠村荘が所在しただけでなく、尊氏と直義兄弟の母方の実家の名字の地である、上杉荘が所在したということも関係していたと考えられます。篠村荘は丹波から京都の入口にあたる交通の要衝であり、上杉荘も丹後に隣接する要衝でありますので、尊氏がこれらの所領がある丹波を重視したのは当然とも言えます。しかし、それだけではなく、やはり上杉荘が母方の名字の地であるという、足利氏にとって精神的な面でも重要な地として認識されていたことも影響していたと考えられます。

3 南北朝内乱の激化

○室町幕府の成立

九州へと落ち延びた足利尊氏は、建武3年(1336)3月に九州の多々良浜で宮方(後醍醐方)の武士たちに勝利し、九州の武士を味方につけて京都を目指します。後醍醐天皇ら、建武政権の首脳陣は、九州へと落ち延びた人間が容易に京都へと戻ってくることはないと考えていた節がありますが、尊氏の再起に焦ります。そして、楠木正成と新田義貞を尊氏の迎撃のために兵庫へと向かわせます。5月、兵庫の湊川で正成らの軍勢と足利尊氏・直義の軍勢が激突し、正成たちは敗れます。義貞は京都へ敗走し、正成は戦場近くの小屋に逃れてそこに火をかけて、一族28人と共に自害をします。

この一方で、仁木頼章がこの湊川合戦と軌を一にして、丹波の武士を率いて京都に攻め上っています。主人の尊氏が湊川合戦で勝利を得て、一気に京都に上るであろう動きを察知して、丹波武士と共に京都への進行を開始したのだと考えられます。

そして、6月に尊氏軍は入京を果たして、東寺を本陣とします。仁木頼章も東寺に攻め寄せた新田義貞、名和長年の軍勢を撃退しています。つまり仁木頼章だけではなく、仁木に率いられた丹波武士が、この時尊氏たちを守るような戦いを繰り返していたというわけです。

その結果、後醍醐天皇は天皇の象徴である、三種の神器を携えて比叡山の延暦寺へと逃亡します。尊氏は、九州に落ち延びる直前に、持明院統の光厳上皇と連絡を取り合っていました。それにより、朝敵となることを回避していたわけですが、後醍醐天皇不在の京都で新たな天皇を擁立すべく、光厳上皇の弟を踐祚させます。この人物が北朝天皇の初代となる光明天皇です。

○南北朝分裂

一方、比叡山に逃れていた後醍醐は、10月になってようやく尊氏と和議を結ぶべく帰京を果たします。そして三種の神器を光明に譲渡して、ここに尊氏による政権の合法化が図られることとなります。建武2年(1335)11月以降、後醍醐にとって謀反人であった尊氏は、この時点でようやくそこから解放され、京都を事実上支配する人物として、自らの政権の中枢についたわけです。

尊氏は、この翌月の11月に建武式目を制定しております。これは、尊氏の政権、すなわち室町幕府の基本的な姿勢方針を述べたものです。つまり、この時点で室町幕府が成立したというわけです。

当然ですが、室町幕府の成立が南北朝時代の終了ではありません。後醍醐は12月に京都を脱出して吉野に遷幸します。そして、光明天皇に譲渡した三種の神器は偽物であり、自分こそが本物を持っている正統な天皇であると主張します。この吉野において後醍醐が樹立した朝廷を南朝と呼び、京都の朝廷を北朝と呼ぶ、南北朝時代へと突入します。すなわち、室町幕府はその成立の段階から、前途多難な政権としてスタートしたというわけです。では、この内乱が本格的に進展していく状況で丹波武士たちはどのような動きをみせるのでしょうか。

○仁木頼章と丹波武士の活躍

再び仁木頼章と丹波武士との関係に注目したいと思います。頼章は、建武3年(1336)10月、すなわち室町幕府が事実上成立した時点で、東寺の合戦での戦功によって、尊氏から丹波守護に任じられております。そして、守護の下で実務を担う守護代という重要な職務がありますが、ここ丹波では、荻野朝忠という丹波の武士が勤めております。荻野朝忠は、氷上郡葛野荘(丹波市氷上町)の地頭を勤めていた人物であり、鎌倉時代には同じく丹波武士の中沢氏と共に、六波羅両使という、六波羅探題からの命令を現地に通達する使節を勤めております。六波羅の使節は、地元の有力な武士が勤める慣例であり、荻野氏が鎌倉時代から、丹波における有力な武士であったことを物語っています。彼は建武3年正月以来、頼章の配下として活動していました。そして仁木頼章の丹波守護代として、活動を続けていくというわけです。

頼章に率いられた丹波武士に最初に課せられた仕事は、新田義貞の討伐です。新田義貞も南朝方の武将として、北陸方面での活動を続けていくわけですが、義貞は建武3年10月に恒良親王という後醍醐天皇の皇子を奉じて越前国に下向しています。

その翌年の建武4年(1337)3月、仁木頼明は丹波武士の久下氏らと共に、義貞勢がこもっていた越前の金ヶ崎城(福井県敦賀市)を攻めて、ここを陥落させております。

その後、丹波では南朝軍が方々で尊氏勢に対する抵抗を続けるわけですが、頼章ら丹波勢は、暦応2年(1339)7月、南朝方の丹波和久城を、そして雀部城といったように、次から次へと陥落させております。おおそ建武3年(1336)から暦応元年(1339)・同2年にいたる四年間というのが、南北朝内乱の前半戦と言ってよい時期ですが、その流れが変わるのが後醍醐天皇の死です。

○南朝の停滞と荻野朝忠の謀反

後醍醐天皇は暦応元年(1339)8月15日、息子の義良親王に位を譲ったその翌日の8月16日に、吉野で死去します。この義良親王が南朝2代目天皇の後村上天皇です。後村上天皇は、事実上、南北朝時代を通した南朝の主役と言っても過言ではありません。後醍醐天皇の時代は、あくまで南北朝内乱の前哨戦にすぎませんでした。それに対して、南北朝内乱が最も激しかった時期を生きたのが、この後村上天皇だったので、畿内における南朝軍の活動は、この為政者の交代によってしばらく停滞していくことになります。

丹波における南朝方の勢力も後退していました。北朝・室町幕府方に次々と南朝の所領が落とされていくという時期に、丹波守護代を勤めていた荻野朝忠が、突如として南朝に寝返るといふ事件が起こります。

康永2年(1343)11月、高山寺城に籠もって南朝に呼応した朝忠は、その翌年の5月に南朝から葛野庄領家職を与えられております。謀反の理由については、『太平記』に「將軍を恨み奉る事あり」と出てきます。どうやら、將軍、すなわち尊氏と何かうまくいかないことがあったようで、それに恨みを抱いて反乱を起したというわけです。

では、守護である仁木頼章は、自分の部下に当たる人物が謀反を起こしたことに対して、いかなる責任を負ったのでしょうか。頼章は丹波守護を辞任しております。「八坂神社記録」という当時の記録には、「丹波守護職の事、荻野彦六陰謀を企つるの間、仁木殿上表す。よって山名豆州(時氏)補さる」(康永2年12月2日条)という記事が出てきます。丹波守護は荻野彦六が陰謀を企てたので、仁木殿が上表、つまり辞表を出した。そして山名時氏が新たな丹波守護に任じられたということです。だとすると、仁木頼章は引責辞任をして、新たに山名時氏という人物が交替で丹波守護になったというわけです。

一方、荻野朝忠自身は、貞和元年(1345)5月、山名時氏の守護代小林国範によって葛野荘から追放されて没落していきます。そして、この貞和元年には、丹波国における南朝勢の抵抗が収束します。この後、丹波国での南朝の大きな抵抗はみられなくなります。

なお、荻野朝忠は、不思議なことにこの後、再び幕府方に帰順しています。貞和3年(1347)8月に紀伊国で挙兵した楠木正成の遺児正行は、幕府軍に連戦連勝して北進を続けます。正行の進撃に焦った幕府は、高師直・師泰兄弟を河内へと派遣して正行を討伐しようとしています。そして、貞和4年(1348)正月に河内の四條畷で師直軍と正行軍が激突する四條畷合戦が起こりますが、このとき、仁木頼章と荻野朝忠が師直の軍勢に従っていたのです。一度幕府を裏切った人間が許されるという事実は理解しがたいかもしれませんが、南北朝時代にはしばしばみられる現象です。朝忠が許された背景としては、やはり彼が幕府による丹波支配にとって、重要な存在であったことを示していると考えられます。

4 観応の擾乱と丹波

○観応の擾乱とその影響

南北朝内乱の中で、最も激しい内乱が、観応の擾乱です。ここでは、観応の擾乱と丹波との関係についてみていきます。観応の擾乱とは、日本史上最大の「兄弟喧嘩」とも言われる、貞和5年(1349)から文和元年(1352)にかけて起きた室町幕府の内部抗争と、それによって引き起こされた全国的な争乱です。

先ほど申しました四條畷合戦において、南朝の主力であった楠木正行が高師直たちによって倒されます。その結果、南朝の勢力というのは一気に削がれてしまい、南朝は滅亡寸前にまで追い詰められました。しかし、突如として尊氏の執事であった師直が、尊氏の弟の直義と対立をはじめます。そして、観応2年(1351)2月に師直・師泰兄弟が足利直義によって殺害されます。そこから足利尊氏・義詮の父子と直義、直義の養子となっていた直冬との対立へと発展し、全国の武士たちを巻き込んだ争乱になります。

文和元年(1352)2月に直義が死んだことにより、この「兄弟喧嘩」も終わりを告げるかと思われたのですが、力を温存していた南朝の巻き返しが起こり、南北朝時代はさらに長引くこととなります。わずか3年の内紛で、40年以上にわたって南北朝内乱が結果的に長引くことになるのです。

では、この観応の擾乱の間に丹波では何が起こったのでしょうか。観応2年正月、足利直義が挙兵をしたのに対して、のちに二代目の將軍となる尊氏の子義詮が、京

都から丹波国井原の石龕寺という寺に逃れます。そして、ここで荻野、波々伯部、久下、長沢らの丹波武士たちが集まって、義詮の警護にあたっています。

また、丹波守護を勤めていた仁木頼章・山名時氏らの立場をみておきます。頼章は、尊氏・師直派、それに対して山名時氏は直義派でした。そんな中、頼章は観応2年8月、丹波守護に復帰します。というのも山名時氏が足利直義に従って北国に没落していきます。その結果、尊氏が自身の側近である頼章を丹波守護に復帰させたというわけです。加えて頼章は、義詮の執事に就任します。そして荻野友忠も守護代に復帰します。

一方の山名時氏と、息子の師氏は直義に従っていましたが、文和2年(1353)2月に南朝に帰順します。そしてこの年の6月に、時氏は、四條畷合戦で討ち死にした楠木正行の弟の正儀ら南朝軍と京都へ侵攻します。この時、丹波には、高師詮という師直の遺児がおり、関東に行って不在だった仁木頼章に替わって、短期的に丹波守護を勤めていました。師詮は、荻野朝忠らと一緒に足利方として、京都の西山で拳兵をしますが、山名師氏に攻められて、自害しています。また、これ以後、朝忠の消息は不明になってしまいます。

○山名時氏の丹波侵攻と仁木氏の没落

この後、山名時氏が丹波に新たな余波をもたらすこととなります。というのも時氏は丹波への侵攻を開始して、南北朝時代の初頭から当地を押さえていた仁木氏を没落させるきっかけを作っていくのです。

時氏は、文和3年(1354)12月以降、伯耆国から丹波・京都へと侵攻を開始します。頼章は、その都度山名勢に対抗して追い払うわけですが、延文3年(1358)4月に足利尊氏が死去すると、その翌月に頼章も出家・引退してしまい、翌年の10月に没します。その跡は、息子の義長が継承します。

南北朝内乱がなかなか終息しないのは、室町幕府内部の足並みが一向に揃わないことにも原因があります。新たな執事に就任した細川清氏は、仁木義長の排斥を目論んで、延文5年(1360)7月に丹波へと出陣します。義長は京都の自宅を焼いて、もう一つの守護国であった伊勢国へ没落します。その代わりに頼章の猶子の頼夏が丹波で籠城をします。実はこの頼夏というのは、細川清氏の実子です。同年10月、細川頼和が丹波に遠征して、ほどなく頼夏は幕府に帰順をして、丹波守護も維持されます。

○山名氏の北朝・幕府への帰参

一方、山名氏は伯耆から丹波へと進行を繰り返して

いたわけですが、貞治元年(1367)に山名冬氏が南朝方として但馬・丹波を制圧します。それに対して丹波守護であった、仁木義尹は幕府軍の助力を得てかろうじて撃退します。もう仁木氏が自力で丹波を支えることができなくなっていたことを示しています。それに対して山名軍が一気に丹波に侵攻してきたことと比べると大きな違いだと言えます。

その翌年、山名時氏は北朝、そして幕府に帰参します。貞治2年(1363)9月、南朝方だった山名氏が、突如幕府に投降します。幕府は時氏の投降を承諾します。さらに翌貞治3年には時氏の息子が上洛してきたのを機会に、丹波守護に補任します。

この頃、幕府は山名氏に限らず、南朝側から北朝・幕府に帰順してきた守護に対して、極めて寛大な対応をしています。山名の他には、南朝方だった周防・長門の大内氏、また南朝の主力であった楠木正儀など、北朝・幕府方の武将として迎え入れます。

そしてこれ以後、南北朝末期までおよそ30年間、丹波は山名氏の領国として維持されていきます。山名氏は、一族で伯耆・但馬・備後・隠岐・美作・紀伊・丹波・和泉・山城・丹後・出雲・因幡の12カ国の守護として勢力を拡大していきます。日本には66の国があり、12カ国とはその約1/6を支配していたこととなりますので、最盛期の山名氏清は「六分の一殿」とも呼ばれました。

○山名氏の没落

しかし、そんな氏清も没落の運命をたどります。明德2年(1391)12月、室町幕府第3代将軍足利義満は、六分の一殿として勢力を誇る山名氏の力を削減するため、山名氏清たちを挑発して、その討伐に乗り出します。それが明德の乱という事件です。

この明德の乱に際して、丹波の武士はどのような行動をとったかと言いますと、久下・中沢・荻野(荻野朝忠が行方不明となったことは先ほど述べましたが、荻野氏自体は残っています)らは、山名氏清の反乱に荷担せずあっさり離反して、幕府方に呼応しております。逆に言えば、山名氏が久下ら在地勢力に対して、支配をうまく行っていなかったことと、丹波武士たちの南北朝時代初頭以来の足利家に対する忠誠心が非常に強かったことを示しているのではないかと考えられます。

その後、細川頼元が南北時代の最末期になって丹波守護に就任して、これ以後天文年間(1532～55)まで、百数十年間、丹波国は細川氏の支配下に移行していくこととなります。

おわりに

○南北朝内乱期の丹波

以上、丹波武士や丹波の守護たちの動きをみながら、南北朝内乱と丹波について概観しました。これまで述べてきたことをまとめておきます。

南北朝内乱期の丹波というのは、繰り返し申しますように、京都の政情と連動した地域でした。そして、京都の山陰への玄関口として、軍事・交通上の重要な地域として位置付けられていました。

また、そこを舞台に活躍した丹波武士たちの歴史的な評価としましては、荻野氏のような、一度幕府に逆らっても再び登用されるような存在、すなわち幕府が丹波を経営・維持していくのに際して、非常に重要な存在であったということが読み取れます。加えて、久下・中沢といった武士たちも、仁木、山名ら守護勢力の傘下に組み込まれることがなかったという事実が分かりました。これは、戦国時代であれば地域の中小武士が戦国大名の配下に組み込まれていくという動きとは異なり、南北朝時代の特徴だと言えます。

その点は、南北朝時代の丹波国内に、仁木氏の所領がどこにもなかったということと関連していると考えられます。仁木氏は、南北朝時代の初頭から丹波の守護を勤めていたのだから、その所領があってもおかしくないのに、それがみえないのです。すなわち、仁木氏が強固に地域社会を支配しなかったことと、丹波武士たちが仁木氏に強引に編成されるようなことがなかったことを示しているのではないのでしょうか。

それに対して、15世紀以降になると、丹波守護となった細川氏の被官・細川氏に直属するような在地武士たちが、こうした久下・中沢ら、従来から存在する丹波武士たちの所領を押領していくという動きをみせるようになります。

例えば、久下氏の場合は、1490年に8代将軍足利義政が死んだ後、細川政元の被官であった丹波守護代内藤氏によって、新屋荘という所領を押領されておりますし、明応の政変という明応2年(1493)に京都で起こった細川政元によるクーデター事件の後も、政元の被官である上原元秀が久下氏の栗作領家職を押領していくという動きがみえます。

すなわち、戦国時代にかけて、丹波武士の守護の被官化という事態が進行していくというわけです。これ以上の話は、私の範囲を超えてしまいますので、ひとまずここで終わりとさせていただきます。

南北朝時代というなかなかつかみにくい時代だったと思いますが、南北朝内乱期の丹波という地域が、いかに当時の為政者・権力者たちにとって重視されていたかということが、こうした武士たちの動向からご理

解いただけたのではないかと思います。

[参考文献]

- 生駒孝臣 『中世の畿内武士団と公武政権』 戎光祥出版、2014年
- 生駒孝臣 シリーズ実像に迫る006『楠木正成・正行』 戎光祥出版出版、2017年
- 亀田俊和 『観応の擾乱』 中央公論新社、2017年
- 佐藤進一 『室町幕府守護制度の研究 下』 東京大学出版会、1988年
- 平野明夫編 『室町幕府全将軍・管領列伝』 星海社新書、2018年
- 水野恭一郎 「南北朝内乱期における山名氏の動向」 (『武家時代の政治と文化』 創元社、1975年。初出1960年)
- 吉井功兒 『建武政権期の国司と守護』 近代文芸社、1993年
- 兵藤裕己校注 『太平記』 一～六 岩波書店、2014～2016年)
- 『兵庫県史』 史料編中世3、兵庫県、1988年
- 『兵庫県史』 史料編中世8、兵庫県、1994年





【第1回 生駒 孝臣氏 資料】

【丹波学】戦略のクロスポイント「丹波」～権力者たちの見たもの～

令和元年8月31日

南北朝内乱と丹波

花園大学文学部 専任講師 生駒孝臣

はじめに

○南北朝内乱への流れ

- ・鎌倉幕府の滅亡から建武政権（建武の新政）の発足と挫折
正慶2・元弘3年（1333）5月 鎌倉幕府滅亡
同年 6月 建武政権発足（建武の新政開始）
建武2年（1335）11月 足利尊氏、建武政権から離反
建武3・延元元年（1336）12月 後醍醐天皇、吉野に逃亡し南朝樹立
→南北朝内乱の開始

○南北朝内乱の特色

- ・日本列島全土を分断した内乱
天皇家、貴族、武士等あらゆる階層が北朝方・南朝方に分裂
※北朝年号と南朝年号の使い分け
- ・求心力を持ち続ける南朝
南朝は小規模ながらももう一人の天皇と朝廷として影響力を行使
→内乱の長引く要因
- ・南北朝内乱期の丹波
山陰道の表玄関にあたる京都にとって軍事・経済的に重要な国
→古代より中央の内紛・戦乱がダイレクトに影響
⇒丹波という地域が南北朝内乱とどのように関わっていたのか

1. 鎌倉幕府の滅亡と丹波

○後醍醐天皇の登場

- ・「中継ぎ」天皇としての即位
徳治3年（1308）の大覚寺統後二条^{ごにじょう}天皇の死。本来の後二条天皇の後継者は邦良親王^{くによし}（当時9才）
→「治天の君」後宇多院は後二条の弟尊治親王^{たかはる}（後醍醐天皇）を邦良親王が成人するまでの大覚寺統の「中継ぎ」に決定
※「治天の君」…院政を行う権利を持った王家（天皇家）の家長
→文保2年（1318） 尊治親王、一代限りの天皇として即位＝後醍醐天皇の誕生

- ・後醍醐天皇の立場—「中継ぎ」の宿命

「治天の君」になれない（院政が不可能）。膨大な王家領が相続できない

→自分を一代限りとした父後宇多院と父の構想を支持した幕府への不満・反発

○後醍醐天皇の倒幕計画

- ・反幕府勢力の召集
- ・「無礼講」「破仏講」の開催による倒幕の密議と露頭

正中元年（1324）9月、北野祭の混乱に乗じた六波羅探題の襲撃を計画

→六波羅への露頭と関係者の討伐・逮捕。天皇の弁明に対して幕府は不問

⇒正中の変

○足利尊氏の挙兵と丹波武士

- ・元弘元年（1331）8月 後醍醐天皇、二度目の倒幕計画が露頭し笠置山（現京都府相楽郡笠置町）に籠城

→六波羅探題、討伐軍を笠置山へ派遣。比叡山だいしゅの大衆（「僧兵」）が天皇に同調する動きがあり、丹波の久下、長沢（中沢）ら800余騎を大津に派遣

→笠置山は9月に陥落。天皇は隠岐に配流

- ・正慶元（1332）12月～楠木正成・護良親王の再挙兵と後醍醐天皇の隠岐脱出

→正慶2年（1333）4月 足利尊氏、伯耆国船上山に籠もる後醍醐の討伐に派遣

→4月29日、所領しのむらはちまんぐうの篠村八幡宮（亀岡市）で幕府に反旗を翻して挙兵。近国の勢を召集

- ・久下くげ氏の参陣

久下氏…承久しんぼ じとうの乱後、新補地頭として丹波に移住した東国武士。栗作郷（丹波市山南町）を中心に勢力を拡大

久下弥三郎重時、子息貞重・頼直・長重らと、5月6日に「一番」と書いた旗の紋・笠符かきじるしの140、50騎の兵を率いて尊氏のもとに一番に参陣

→高師直こうのもろなお、尊氏に「一番」の由来を説明（『太平記』第9巻）【史料1】

- ・丹波武士すうせいの趨勢

高山寺（丹波市氷上町）に籠もる足立あだち、荻野おぎの、児島こじま、位田いんでん、本庄ほんじょう、平庄ひらじょう

→尊氏に味方せず丹後・若狭を經由して北陸道から京攻めを企図

中沢しうち、志宇知、山内、葦田、金田、酒井、波賀野、小山、波々伯部等

→尊氏のもとに参陣。篠村の軍勢は2万余騎

⇒5月7日 尊氏、六波羅探題を攻略

同22日 新田義貞にった よしさだ、鎌倉幕府を陥落 →鎌倉幕府滅亡

6月 後醍醐天皇、帰京後に建武政権を樹立

2.建武政権下の丹波

○鎌倉時代の公武政権と丹波

- ・中世の丹波の位置

畿内（京都）から山陰地方への出入口 →山陰諸国と京都を結ぶ重要な交通路
古代以来、京都で起こる中央の政争や内乱の影響をダイレクトに受ける地域
→中世史上の大きな事件とも密接にかかわる地域

- ・院分国としての丹波

後鳥羽上皇、持明院統、大覚寺統の院分国

- ・六波羅守護国

承久の乱以後、六波羅探題南方を勤めた北条氏一門が世襲
⇒山陰道の表玄関にあたる京都にとって軍事・経済的に重要な国

○建武政権の丹波支配

- ・国司と守護の併置

- ・丹波国司… “三木一草さんぼくいつそうの一人、千種忠顕ちくさただあき

→鎌倉末期から後醍醐天皇の側近として活躍

- ・丹波守護…碓井盛景うすい もりかげ（丹波国氷上郡の名族清和源氏満仲流白井氏）

→千種忠顕に取り立てられて当国守護に抜擢されたか

⇒後醍醐側近たる千種忠顕に支配を委任 =建武政権下でも重視

○建武政権の矛盾と崩壊

- ・後醍醐天皇の先例を無視した人事

楠木正成の優遇…政権の要職に就任。摂津・河内の国司・守護を兼務。従五位
下に任官 →本来正成は国司になれない身分

cf. 尊氏…武蔵・常陸・下総なわながとし／名和長年（“三木一草、の一人）…因幡・伯耆

「武家楠・伯耆守・赤松以下山陽・山陰両道の輩、朝恩に誇る事、傍若無人とも
いひつべし」（『梅松論』）

⇒公家よりも武士を優遇した点に建武政権の矛盾が表出

○相次ぐ反乱と建武政権崩壊の萌し

- ・建武元年（1334）10月 護良親王もりよししんのう、謀叛の嫌疑により捕縛（翌年鎌倉で殺害）

- ・建武2年（1335）6月 西園寺公宗の後醍醐天皇暗殺計画

北条泰家・時興（高時の弟）、高時の遺児時行らと共謀したクーデター事件

- ・同年7月 北条時行の信濃での挙兵と鎌倉制圧 =中先代なかせんだいの乱

○足利尊氏の建武政権からの離脱と丹波武士

- ・足利尊氏の無断出撃 →中先代の乱を鎮圧

- ・足利尊氏の謀反

建武2年11月 後醍醐天皇、中先代の乱の鎮圧後、鎌倉から帰京命令に応じない
尊氏の行為を謀叛と認定。新田義貞を追討に派遣 →失敗

建武3年（1336）正月～ 尊氏の上洛

→同年2月 新田義貞らの軍勢に敗れ、丹波の篠村に逃れたのち兵庫に出て、九州へと敗走

・丹波武士の尊氏への同調

同年12月19日 久下弥三郎時重、波々伯部次郎左衛門為光、中沢三郎入道ら、丹波守護碓井盛重の館を襲撃（『太平記』第14巻）【史料2】

→建武政権へ反旗

背景…いずれも鎌倉幕府滅亡時に尊氏に味方した武士たち

→建武政権下で千種忠顕－碓井盛重の支配下で圧迫されていた可能性

久下時重…建武3年2月に足利尊氏から感状。足利の名字・紋と「一番」の使用

・仁木頼章の丹波防衛

同年2月 尊氏、仁木頼章を丹波へ遣わし、尊氏方丹波武士を糾合

→3月 頼章、大将として久下、中沢、荻野、波々伯部らと高山寺城に籠城

仁木頼章の立場…足利一門。のちの二代目執事。尊氏の信任の厚い武将

・足利尊氏にとっての丹波

足利尊氏・直義兄弟の母方の実家上杉荘（京都府綾部市上杉）の存在

→交通の要衝＋「足利家」にとっても重要な国

3.南北朝内乱の激化

○室町幕府の成立

・足利尊氏の九州からの東上

建武3・延元元（1336）3月 多々良浜の戦いで九州の宮方の軍勢に勝利。東上

5月 湊川合戦で楠木正成に勝利

→仁木頼章、丹波の武士を率いて京都に攻め上る

・尊氏の京都占領

同年6月 尊氏軍、入京し東寺を本陣とする。仁木頼章、東寺に攻め寄せた新田義貞・名和長年の軍勢を撃退

→後醍醐天皇の三種の神器を携えて比叡山に逃亡

8月 光明天皇踐祚（のちの北朝天皇）

10月 後醍醐帰京。三種の神器を光明に譲渡 ⇒尊氏政権の合法化

・「建武式目」の制定

11月7日 尊氏の政権の基本的な政策方針が制定

→「建武式目」＝室町幕府の成立

○南北朝分裂

・後醍醐天皇の吉野への逃亡

同年12/21 後醍醐天皇、京都を脱出。吉野に遷幸

→光明に譲渡した神器は偽物。自身こそ正統 =南朝の樹立

⇒南北朝時代の開始

○仁木頼章と丹波武士の活躍

- ・仁木頼章の丹波守護就任

建武3・延元元年（1336）10月以降、東寺の合戦の軍功により丹波守護に就任

- ・丹波守護代荻野朝忠

荻野朝忠…氷上郡葛野荘（丹波市氷上町）東方地頭。鎌倉時代には中沢氏とともに六波羅ろくはらりょうし両使。建武3年正月以来、頼章の配下として活動

→仁木頼章の丹波守護代

- ・新田義貞の討伐

新田義貞、同年10月に恒良親王（後醍醐皇子）を奉じて越前国に下向

→建武4年（1337）3月、頼章、丹波武士久下氏らとともに、義貞勢の籠もる越前国金ヶ崎城（福井県敦賀市）を陥落

- ・丹波の南朝軍討伐

暦応2年（1339）7月、南朝方の丹波和久城（福知山市）・雀部城（同）を陥落

○南朝の停滞と荻野朝忠の謀反

- ・後醍醐天皇の死

暦応2・延元4年（1339）8月15日 南朝の義良親王、吉野で踐祚 →後村上天皇
→8月16日 後醍醐天皇死去

⇒畿内における南朝軍の活動はしばらく停滞

- ・荻野朝忠の南朝への寝返り

康永2年（1343）11月 荻野朝忠、高山寺城に籠もり南朝に呼応

興国5年（1344）5月 南朝、朝忠に葛野荘領家職を与える

謀反の理由…「將軍を恨み奉る事あり」（『太平記』第25卷）【史料3】

- ・仁木頼章の丹波守護辞任

「丹波守護職の事、荻野彦六隠謀を企つるの間、仁木殿上表す。よつて山名豆州（時氏）補さる」（「八坂神社記録」康永2年12月2日条）

→仁木頼章の引責辞任と山名時氏やまなときうじへの交替

- ・荻野朝忠の没落

貞和元年（1345）5月 山名時氏の守護代小林国範によって葛野荘から没落

→丹波国における南朝勢の抵抗は収束

○荻野朝忠の帰順

- ・貞和4年（1348）正月の四條しじょうなわてがっせん 畷合戦

幕府、貞和3年8月の紀伊国での挙兵以来、河内を北上して連戦連勝を続ける北くすのきまさつら楠木正行討伐のため、高師直・師泰兄弟を河内に派遣

→仁木頼章・荻野朝忠が高師直の軍勢に従軍

4. 観応の擾乱と丹波

○観応の擾乱とその影響

- ・日本史上最大の「兄弟喧嘩」

正平4・貞和5年（1349）から正平7・文和元年（1352）にかけて起きた室町幕府の内部抗争と、それによって引き起こされた全国的な争乱

高師直 VS 足利直義 …観応2年（1351）2月 師直・師泰兄弟死去

→足利尊氏・義詮 VS 足利直義・直冬（直義の養子）

…文和元（1352）2月 足利直義死去

+ 南朝軍の攻勢

- ・観応2年（1351）正月、足利直義の挙兵により京都から丹波国井原の石籠寺に逃れた足利義詮のもとに荻野、波々伯部、久下、長沢が参陣

※正平16年（1361）12月 久下頼直が南朝から丹波守護代に補任

- ・仁木頼章と山名時氏の立場

仁木頼章…尊氏・師直派、山名時氏…直義派

- ・仁木頼章の丹波守護復帰

観応2年（1351）8月 山名時氏が直義に従って北国に没落した後に尊氏によって

守護に復帰。足利義詮の執事に就任 + 荻野朝忠も守護代に復帰

- ・山名時氏の南朝帰順と京都侵攻

文和2・正平8年（1353）2月 山名時氏・師氏父子、南朝に帰順

→同年6月 山名・楠木正儀ら南朝軍、京都へ侵攻【史料4】

- ・高師詮（高師直の遺児）と丹波

この頃、仁木頼章は関東で活動。高師詮が短期的に丹波守護に就任

→師詮、荻野朝忠らと足利方として京都の西山で挙兵（『太平記』第32巻）

→山名師氏に攻められて師詮は自害。朝忠の消息は以後不明【史料5】

○山名時氏の丹波侵攻と仁木氏の没落

- ・山名時氏、文和3年（1354）12月以降、伯耆国から丹波・京都へ侵攻

←頼章はその都度、山名勢の抑えとして対抗

- ・仁木頼章の死

延文3年（1358）4月 足利尊氏死去 →翌5月 仁木頼章、出家・引退

→延文4年10月 仁木頼章死去。息子義長が家督継承

- ・新執事細川清氏による仁木義長の排斥

延文5年（1360）7月 細川清氏、仁木義長の排斥を目的に出陣

義長、京都の自邸を焼いて伊勢へ没落。頼章の猶子仁木頼夏（清氏の子）は丹波に籠城

→同年10月 細川頼和（清氏の弟）が丹波に遠征。ほどなく頼夏は幕府に帰順して丹波守護も維持

○山名氏の北朝・幕府への帰参

・山名軍の丹波再侵攻

貞治元年（1362）南朝の山名冬氏軍、但馬・丹波を制圧

←丹波守護仁木義尹（頼章ののりよし実子・頼夏養子）、幕府軍の助力を経てかろうじて撃退

・山名時氏の北朝・幕府への帰参

貞治2年（1363）9月 山名時氏、幕府に投降

→幕府は承諾。翌貞治3年、子息の上洛に際して丹波守護に補任

※この頃、南朝から北朝・幕府に帰順した守護に対して幕府は寛大な対応
〈例〉周防・長門の大内義弘、河内の楠木正儀など

⇒以後、南北朝末期までおよそ30年間、丹波は山名氏の領国として維持

山名氏は一族で伯耆・但馬・備後・隠岐・美作・紀伊・丹波・和泉・山城・丹後・出雲・因幡の12ヶ国の守護として勢力を拡大

※このうち、丹波・山城・紀伊は惣領氏清の領国

○山名氏の没落

・めいとく明德の乱

明德2年（1391）12月 足利義満、山名氏を挑発して討伐

・丹波武士の動向

久下・長沢（中沢）・荻野らは山名氏清の反乱に際して離反。幕府方に呼応

→山名氏の在地勢力に対する支配の脆弱性を物語る

・丹波守護のその後

細川頼元 →以後、天文年間（1532～55）まで百数十年間同氏の丹波支配

おわりに

○南北朝内乱期の丹波

・京都（中央）の政情と連動した地域

山陰への玄関口として軍事・交通等、重要な位置

・丹波武士の歴史的位置

荻野氏…一度幕府に逆らっても再び登用 →丹波の経営にとって重要な存在

久下・中沢氏等…仁木・山名ら守護勢力の傘下に組み込まれず

〈参考〉丹波国内には仁木氏の所領はない

⇔15世紀以降の守護（細川氏）被官による在地武士の所領の押領

〈例〉久下氏の場合

足利義政死没後（1490）、細川政元被官まさもとの丹波守護代内藤氏が新屋荘を押領

明応の政変（明応2年〈1493〉）後、政元被官上原元秀うえはらもとひでが栗作領家職を押領

→戦国期にかけて丹波武士の守護の被官化が進行

史料

【史料1】『太平記』第九卷 五月七日合戦の事

(岩波文庫『太平記』第2巻)

さる程に、足利殿は丹波篠村に陣を取つて、近国の勢を催されける。最前に、当国の住人久下弥三郎時重、百四、五十騎にて馳せ参る。その旗の紋、笠符に、皆一番と云ふ文字をぞ書いたりける。足利殿、これを御覧じて、怪しく思し召されければ、高右衛門尉師直を召され、「久下の者どもが笠符に、一番と云ふ文字を書いたるは、元来家の紋か。これへ一番に参りたりと云ふ符か」と尋ね給ひければ、師直、畏まつて申しけるは、「これは由緒ある紋にて候ふ。かれが先祖、武蔵国の住人久下次郎重光、頼朝大将殿土肥の杉山にて御旗を奉げられて候ひける時、一番に馳せ参つて候ひけるを、大将殿御感候ひて、「もしわれ天下を保たば、一番に恩賞を取らすべし」と仰せられて、自ら一番と云ふ文字をあそばされてたびて候ひけるを、やがてその家の紋となして候ひける」と答へ申しければ、「さては、これが最初に参りたるこそ、当家の吉例なりける」とて、賞罰殊に甚だし。

【史料2】『太平記』第十四卷 諸国朝敵蜂起の事

(岩波文庫『太平記』第2巻)

両日の早馬、天聴を驚かしければ、「こはいかがすべき」と、周章ありける処に、また翌日の午刻に、丹波国より、碓井丹波守盛景、早馬を立てて申しけるは、「去んぬる十二月十九日の夜、当国の住人久下弥三郎時重、波々伯部次郎左衛門、中沢三郎入道等を相語らひ、守護の館へ押し寄する間、防ぎ戦ふと雖も、却戦不慮に起こるによつて、御方戦ひ破れて、つひに摂州に引き退く。しかりと雖も、なほ他の力を併せて、その恥を雪がんとために、使者を赤松入道に通じ、合力を請くる処に、円心野心を挟むの間、返答に及ばず、剩へ將軍の御教書と号し、国中の勢を相語らふ田、風聞人口にあり。しかのみならず、但馬、丹後、丹波の朝敵等、備前、備中の勢を待ち、同時に山陰、山陽の両道より攻め上るべき由、承り候ふ。御用心あるべく候ふ」とぞ申しける。

【史料3】『太平記』第二十五卷 三宅荻野謀叛の事

(岩波文庫『太平記』第4巻)

その比、備前国の住人三宅三郎高德は、新田刑部卿義助に属して、伊予国へ越えたりけるが、義助死去の後は、備前国へ立ち帰り、兎島に隠れ居て、なほ本意を達せんために、上野国におはしける新田左衛門佐義治を喚び奉つて、これを大将にて旗を奉げんとぞ企てける。

その比、丹波国の住人荻野彦六朝忠、將軍を恨み奉る事ありと聞こえければ、高德、ひそかに使者を遣はして触れ送りけるに、朝忠、悦んで許諾す。両国すでに日を

定めて打つ立たんとしける処に、事忽ちに漏れ聞こえて、丹波国へは、山名伊豆守時氏、三千余騎にて高山寺の麓、四方三里を辨に塗り籠めて、食攻めにしける間、朝忠、つひに降人になつて出でにけり。

【史料4】『園太暦』文和二年六月九・十日条

(『園太暦』四)

九日、乙巳、天晴、早旦彼是云、合戦為今日歟、西山勢并八幡勢等、已入洛中、山名勢七条以北小路切打出、八幡勢楠木・輪田勢等、自二条以南小路切打出、各発向河原、暫思惟躰也、若廻勢於東北事歟、此間神楽岡勢又下逢、午斜許河原方有時声両三度、半時許之後、青侍等見物、帰来語云、宰相已差山門没落、赴古今路、合戦不経程之由見及、(下略)

十日、天晴、今日彼是云、昨日合戦不経時刻之処、没落勢於所々被打留、及四五百人云々、宰相中将者無為著坂本云々、土岐軍勢多以損命、大略所残不幾云々者、或者来、昨日事語之、南方大将二条大納言左大、兄弟、先錦旗被出、四条中納言殿別当兄弟、楠木・和田在彼勢、又石塔・吉良・率原・峰屋等同発向、件輩皆自八幡出歟、其勢彼是一万余騎也、其外又山名伊豆守時氏・馬助時定又率数千騎勢発向、山名者如云直冬之命之躰也云々者、

【史料5】『太平記』第三十二卷 武蔵將監自害の事

(岩波文庫『太平記』第5巻)

この時、故武蔵守師直が思ひ腹の子に、武蔵將監と云ふ者、片田舎に隠れて居たりけるを、阿保肥前守忠実、荻野尾張守朝忠、取り立てて大将になし、丹波、丹後、但馬三ヶ国の勢二千余騎を率めて、宰相中将殿に力を合はせんために、西山の吉臺に陣を取つてぞ居たりける。

京都の大敵にだにたやすく打ち勝つて、勇みに勇うだる山名が兵どもなれば、なじかは少しもためらうべき、武蔵將監が陣に焼いたる篝火を見て、山名右衛門佐、終夜馬を早めて五百余騎、十二日の早旦に押し寄せ、矢の一つをも射させず、抜き連れて切つて上がる。阿保、荻野が兵ども、余りに健く攻め立てられて、一支へも支へず、潤の底へ懸け落とされて、討たる者数を知らず。希有にして逃げ延びたる者どもも、馬、物具を捨て、皆赤裸にて落ち行きけり。見苦しかりし有様なり。

大将武蔵將監は、二町ばかり落ち延びたりけるを、阿保と荻野とはるかに顧みて、「今は叶はぬ処にて候ふぞ。御自害候へ」と勧めけるを聞いて、馬上にして腹掻き切り、倒に落ちて死ににけり。この首を把らんとて、敵一所に打ち寄せてひしめきけるに、沼田太郎、ただ一騎引つ返して討死す。その間に、阿保と荻野とは落ち延び、甲斐なき命助かりにけり。

第2回 明智光秀の丹波支配

城郭談話会会員

福島 克彦

はじめに



明智光秀を主人公とする大河ドラマ『麒麟がくる』の放映決定もあり、丹波の自治体では、彼に対する関心が高まっている。これを契機に京都府、兵庫県の博物館・資料館

では、光秀に関わる文化財が展示され、新出史料も公開されつつある。また、丹波の城跡を取り上げたシンポジウムも開催され、地域の文化財の見直しが進んでいる。

こうしたなか、地元丹波の方々が、光秀の「丹波平定」という表現を使っておられるのが、やや気になっている。実際には、丹波攻略は、光秀に抵抗した丹波国衆と、光秀に服属した同じく丹波国衆の戦いであった。換言すれば、光秀の攻略戦は、丹波国衆抜きでは語れないのである。これは、地元の問題というだけではなく、私たち研究者側が充分発信しきれていなかったことを実感する。その意味でも、地域社会の側から、改めて光秀の丹波攻略を見直していく必要があると思われる。本稿では、攻略後の支配状況を通覧しつつ、国衆たちとの関わりについて考察してみたい。

1 丹波攻略と村落

光秀の丹波攻略は大別して、以下の2時期に分けられると思う。

- ①天正3～4年：宇津城攻め、黒井城攻め（荻野直正の抵抗、波多野秀治の裏切り）、光秀敗走
- ②天正5～7年：多紀郡攻撃、八上城の兵糧攻め、黒井城落城、宇津城落城、鬼ヶ城落城

このうち、もっとも知られているのが波多野秀治の籠る八上城攻めである。しかし、これも天正7年6月に陥落した。これによって多紀郡が制圧された。次に光秀が進軍したのが、氷上郡である。天正3～4年に光秀を撃破して、和睦に持ち込んだ、したたかな武将荻野直正は、すでに亡くなっていた。氷上郡は直正亡き後、荻野氏、赤井氏が連携して黒井城を守っていた。

ところで、この時期、氷上郡では村落側が明智方に

靡く動向がみられた。すなわち、氷上郡の村落が荻野氏から離脱して山城へ籠り、明智方として抵抗したのである。最初に使うのは、本城惣右衛門という丹波の武士の覚書である。17世紀前半に記された軍記回想なので、活用には注意が必要であるが、本史料でよく利用される本能寺の変における明智方としての従軍記録は、比較的脚色度が弱いと言われている。そのため、戦国期丹波を考える貴重な叙述と考えられる。惣右衛門は本能寺の変時、光秀に従っていたが、その以前の光秀の丹波攻略戦は、荻野氏に味方して、光秀方と戦っていた。その点を確認したうえで下記を読みたい。

【史料1】『本城惣右衛門覚書』(天理大学図書館所蔵)

①

ゆら(由良)・かうら(香良)といふ、ふたざいしょう(二在所)あり、其村両村むほん(謀反)いたし、あけち方二なり申候、其村の上二、むかしよりよき城有、そこへみなみな(皆々)はいりすみ候(中略)其かげしろよりおり候て、よい(宵)よりしのひい(居)申候ヲ存ぜず、きどへ出申候ところ、あいだ二、三げんをき候て、い(射)申候、我等ひだり(左)の二のうで(腕)二、ニッだまにてとをり申し候、我等其のまゝかのたに川とび候て、をひかけ、道一てう五たんほどおい候て、しろ山へにげ申候、其時、主てつぼう(鉄砲)すて、にげ申候、此方へとり申候、

②

ひかみ郡之内おさだといふところ有、たびたびき(敵)いたし、あけち方二なり申候、その村二あい城(相城)付、

①は、由良(油良)、香良という二つの在所に関する記述である。これらの集落は、かつての氷上町に属し、加古川左岸にあたる。集落としては加古川沿岸というよりも山地に近い。さて、両方の村が「むほん」(謀反)して「あけち方」になったという。この二つの村の「上」に「よき城」があった。そこへ村落住民が入り住んだという。ここで重要なことは、荻野・赤井氏の拠点に近い両方の村が「あけち方」となって「むほん」を起した事実である。これは、あらかじめ、明智光秀が村落に対して何らかの工作をしていた可能性がある。さらに、この二つの村には山上に「よき城」があり、村人全員が入り住んだという。特に在所から離れて、住んだという事実は大きい。これこそ、かつて取り上げられた「村の城」のような存在だろう。「覚書」には、彼らの代表となる武士、侍衆の名前は記されておらず、彼らを統轄する国衆が表面に出ていない。以

前、こうした小屋籠り、城籠りという行為は、大名権力に対する抵抗という視点で捉えられてきたが、ここでは、むしろ荻野・赤井氏という地元の有力国衆への抵抗・離反行為として位置づけられる。彼らの行為は、生産活動の拠点たる在所（村落）から離れるため、いずれにせよ領主側から見れば反社会行為でもある。換言すれば、光秀は武家側としては禁じ手を使って、荻野・赤井氏を揺さぶっていたことになる。

さて、惣右衛門らは、住民たちが去った村落を探索していたが、城より下山した者が宵より忍び隠れ、惣右衛門らを狙撃したという。惣右衛門らは、左手を狙われたが、大きな負傷には至っていないようである。惣右衛門らは、狙撃者を追跡したが、彼は鉄炮を捨て、「しろ山」へ逃げてしまった。この点から、村落内部にも手だれの鉄炮放りがいたことがわかる。また、彼らが単に避難して逃げたというのではなく、あからさまに荻野・赤井氏に敵対していたことが理解できよう。

②も同じく、氷上郡の長田という村落でも、明智方になった。そのため荻野氏らは付城を築いて監視したという。

光秀の多紀郡攻めの場合、八上城などの城攻めが中心であったが、氷上郡においては、荻野氏膝下の村落と連携し、その離反を誘っていた。逆に言えば、荻野・赤井氏が次第に在地社会から次第に孤立していた様子がうかがえる。こうした光秀の工作もあって、天正8年8月、黒井城は陥落する。

2 還住令の発布

こうした村落住民が生命保護のため、山城に楯籠るのは、田畑における生産活動の停止を意味している。そのため、丹波の治安の安定を進める光秀にとっても諸刃の剣でもあった。そのため、この丹波氷上郡においては、彼らを還住させようとする指令が出されている。

【史料2】明智光秀判物

（『富永文書』富永忠夫氏所蔵・丹波）

今度、赤井五郎御成敗之儀、仰せ出でられ、上意之旨に任せ申し付け候、仍って在々所々誰々に寄らず、急度還住すべき者也、

天正七年

八月廿四日

光秀（花押）

氷上郡

寺庵中

高見山下町人中

所々名主中

所々百姓中

すでに同月、荻野・赤井氏が籠る黒井城が陥落していた。当史料の赤井五郎（忠家）成敗は信長の方針もあって実行された。そのうえで、在々所々に対してすぐに還住するよう、判物で発給されている。宛名は、こうした在々所々一般に出されているが、唯一「高見山下町人中」と特定の地名が取り上げられている。当時、高見城（丹波市）において、いまだ籠城戦が続いていた。ここで注目されるのは、高見城のみ「町人中」となっており、同城下に一定の町場が存在した可能性がある。

【史料3】斎藤利三下知状（『白毫寺文書』）

白毫寺へ還住之衆僧、当陣人足之儀、用捨せしめ候畢んぬ、其の意をなるべく候也、

天正八

内蔵

七月廿三日

利三（花押）

門前

地下中

これは、攻略からほぼ一年を経た、天正8年7月23日付の光秀の重臣たる斎藤利三の下知状である。彼は、当時黒井城に入っていたらしく、北の麓にあたる白毫寺の「還住之衆僧」に対し、人足賦課を除外するとしている。ここでは「還住」したことに対する特典として、提示されている。そのため、いまだ、山城に籠り、還住できていなかった「衆僧」がいた可能性がある。

3 町場の復興

一方、町場の復興なども図られた。下は宮田市場の六齋市を認めた定書である。

【史料5】明智光秀掟書写（『丹波志』）

定 宮田市場

一、喧嘩・口論・押買・狼藉停止之事、

一、国質・所質・請取沙汰、諸式非分之族停止之事、

一、毎月市 四日、八日、十二日

十七日、廿一日、廿五日

右条々、違犯之輩においては、速かに嚴科に処すべき者也、仍って件の如し、

天正八年七月日

（明智光秀 花押影）

宮田市場（丹波篠山市）は山陰道と多紀郡から天田郡へ北上するルートの結節点である。後に篠山城下町の構築の際、町場は吸収されたと伝えられている。さ

て、光秀は天正八年七月という時期に、一条目と二条目では、喧嘩・口論、押買、狼藉、さらに国質・所質等の禁止を定めている。こうした取引を妨害する行為を抑制しようとしていた。三条目では毎月六回の市日を定め、市場としての振興を図っている。

ほかに、戦国期丹波奥郡で唯一の町場と言われる柏原の古市場に、光秀は「加伊原新城」を築いた（『兼見卿記』）。この山城には部下の佐竹出羽守秀慶も屋敷を構えており、恒常的な機能を持つ城郭を目指していたと思われる。しかし、結果的に同城は破却され、氷上郡と多紀郡の国境にある金山城（丹波市・丹波篠山市）に建造物は移設になったという（『柏原八幡神社縁起』）。ここで注目されるのは、金山城や斎藤利三が改修した黒井城などがあるにもかかわらず、「加伊原新城」を築こうとした事実である。これは、やはり都市的な場を活用したいという明智方の思惑があったと考えられる。やはり、丹波の復興に、経済的に求心性を持つ市場は不可欠だったのだろう。

4 丹波検地以後

最近、綾部市の武吉村において、明智時代の情報を写した検地帳写が確認された。これによると、天正七～八年の名寄帳、検地帳であったと思われる。名寄帳写では所有者ごとに田地の情報が記されている。また天正八年の検地帳写では上段に小字と田地面積、下段に名請人が明記されている。ほかに雑穀関係の帳面では貫高で記されている（『四方家文書』）。これらは、天保11年（1840）に武吉村が隣村と山野争論に及んだ際に、写し取られたものであるが、現段階では明智期の丹波指出検地を示す貴重な史料となっている。

この直後、光秀文書は石高を詳細に明記した判物が発給されていく。

【史料7】明智光秀判物

（太陽コレクション 亀岡市文化資料館 2020）

丹州舟井郡井扇（尻）甚五郎倉納内、百九拾五石四斗余并に本知五拾五石余、都合式百五拾石四斗余事、新恩として、これを宛行訖んぬ、全てを領知すべき者也、仍って件の如し、

天正八

九月九日

光秀（花押）

井扇助大夫殿

これは、光秀が船井郡井扇の井扇（尻）助大夫に対して、一族の甚五郎の蔵内部にある195石4斗余と本地55石余、計250石4斗を「新恩」として宛がいを認めた判物である。ここで、光秀が判物を発給してお

り、織田権力の一翼を担いながら、独立した権限を行使している。また、在地の国衆の詳細な石高を掌握していた様子が理解できる。これらは、前述した丹波指出検地によって可能に成りつつあった。

【史料8】明智光秀判物写

（『片山文書』片山宣家氏所蔵・丹波）

別院倉米去年分之内をもって、米六石六斗、六十□（六）人、中村、七石一斗、七十一人、安瀬（栖）里村、合せて拾三石七斗之事、亀山普請分者、片山兵内百姓人別、廿日飯米のため、相渡されるべく候也、仍って件の如し、

天正九年卯月十八日

光秀

瀬野石近殿

東沢加賀守殿

これは、天正9年4月18日付の光秀判物である。宛名の瀬野右近、東沢加賀守殿は普請奉行と考えられる。内容は亀山城普請に徴発された人夫に対して亀山城の南に位置する山村の別院地域にある昨年の蔵米から飯米を支給した内容である。当時、和知（京丹波町）の片山兵内の百姓のうち、中村の者66名には米6石6斗、安栖里村の者71名には米7石1斗が供出されている。換算すると1名1斗という基準となっている。こうした石高基準による米の支給も、やはり指出検地が敢行されたことで可能となった。

このように、個々の国衆の石高を掌握したことで、それに応じた国衆への知行宛行、人夫徴発ができることになった。また「丹州舟井郡井扇（尻）甚五郎倉納内」「別院倉米去年分」など、蔵米の管理、昨年分の米備蓄も掌握していた。

おわりに

本稿では、天正7年の丹波攻略直後の村落の状況を捉えるため、氷上郡域における戦後処理と、指出検地以降の支配の様相について取り上げた。以下、簡単に内容をまとめておきたい。

第一に、光秀の氷上郡攻めについては、荻野・赤井氏と在地の村落住民との間を分断させていく政策をとった。そのため光秀に靡いた村落住民には地元国衆に抵抗して、背後の山城へ避難する動きが見られた。これは、単に避難するような消極的抵抗ではなく、鉄炮放などを置いた敵対行為であった。しかし、攻略が完了した後も、彼らの在地への帰還は直ぐに進展しなかった。光秀や斎藤利三らは氷上郡において、町人、百姓、衆僧らに還住令を出している。こうした還住令

発給は丹波攻略においては氷上郡だけであり、やはり前述したような丹波国衆に対する抵抗活動を惹起されていたものと思われる。

第二に、天正7～8年頃から指出検地が実施され、村落の石高や国衆たちの知行高が掌握されるようになった。特に石高換算ができるようになったことで、築城にかかる人夫の徴発、人夫への飯米支給、蔵米の収納と活用なども柔軟にできるようになった。このことは、丹波国において石垣使用の織豊系城郭が数多く残存することと関係していると思われる。また、天正9年6月の「家中軍法」(『御霊神社文書』)のように、百石単位に軍役賦課基準が設定されることともつながっていた。

近年進展しつつある光秀の文書論では、国衆宛の書状のように、きわめて厚礼な文面であり、彼らに気遣った様子が注目されている。一方で、判物などの直状形式の行政系文書も出されており、光秀の丹波支配が信長の干渉を受けず、排他的自律的な側面を保持していたとも評価されている。このように、国衆に対して、厚礼で気遣いの要素と、排他的で命令的な要素という、相反する両側面を光秀は持っていた。それらは、丹波攻略の進展の度合によって大きく変化したものと思われる。そして天正七年の丹波指出検地によって、国衆たちの石高を把握し、彼らを意のままに動員できるようになったと言えよう。

織田権力においては、天正8年の大和一国指出、同9年の丹後国丈量検地などが実施されつつあった。そのため、大和の筒井順慶、丹後の細川藤孝など、急速に近世的な体制へと移行しつつあった。この光秀についても同様の傾向があったと思われる。独立性を指向しつつあった光秀は、あえて信長への忠誠や恩顧を表明しつつも、その問題と具体的な丹波支配のあり方とは、別個になりつつあった。こうした矛盾が、本能寺の変という破綻へとつながったのかもしれない。

国衆たちの掌握が、次の豊臣権力にどうつながったかについては、今後の課題としたい。

[参考文献]

- 大山崎町歴史資料館『国衆からみた光秀、藤孝』(2019)
金子拓『信長家臣、明智光秀』(平凡社、2019)
亀岡市文化資料館『明智光秀と戦国丹波』(2020)
小久保嘉紀「明智光秀の書札礼」(藤田達生・福島克彦編『史料で読む戦国史 明智光秀』八木書店、2015)
鈴木将典「明智光秀の領国支配」(戦国史研究会『織田権力の領域支配』岩田書院、2011)



【第2回 福島 克彦氏 資料】

講座丹波学「戦略のクロスポイント「丹波」～権力者たちの見たもの～」於 丹波の森公苑20190913

明智光秀の丹波支配

城郭談話会 福島克彦

はじめに

明智光秀の丹波攻略→丹波の自治体:光秀の攻略戦を「丹波平定」と肯定的に捉える。

丹波地域→良し悪いは別として、郷土の武将や住民を称える雰囲気が見られないか?

NHK大河ドラマ『秀吉』1996年(竹中直人、渡哲也、村上弘明、野際陽子・・・)

→光秀が波多野秀治と和睦を条件に開城したのに、信長は秀治を殺害した。人質に出した八上城の光秀の母親は逆上した波多野の兵に殺害される。母の磔シーン・・・。

敵対、籠城する側の波多野氏が描かれない。『総見記』に描かれるこのストーリーは俗説。

→今回のテーマ「権力者たちの見たもの」=丹波の側から光秀の攻略と支配を考える。

1 丹波攻略の戦後処理と集落

丹波攻略 天正3～4年の黒井城攻め(荻野直正の抵抗、波多野秀治の裏切り)→光秀敗走

天正5～7年の多紀郡攻撃、八上城の兵糧攻め、黒井城落城

天正7年(1579)、氷上郡における戦い 荻野氏、赤井氏が黒井城に拠って抵抗。

明智方に靡く氷上郡の村落。荻野氏から離れて山城へ籠る。

村落独自の抵抗の手法を明智方が活用する。

【史料1】『本城惣右衛門覚書』

①

ゆら(由良)・かうら(香良)といふ、ふたざいしょう(二在所)あり、其村両村むほん(謀反)いたし、あけち方二なり申候、其村の上二、むかしよりよき城有、そこへみなみな(皆々)はいりすミ候(中略)其かげ二しろよりおり候て、よい(宵)よりしのひい(居)申候ヲ存ぜず、きどへ出申候ところ、あいだ二、三げんをき候て、い(射)申候、我等ひだり(左)の二のうで(腕)二、ニッだまにてとをり申し候、我等其のまゝかたに川とび候て、をひかけ、道一てう五たんほどおい候て、しろ山へにげ申候、其時、主てっぽう(鉄砲)すて、にげ申候、此方へとり申候、

②

ひかみ郡之内おさだといふところ有、たびたびてき(敵)いたし、あけち方二なり申候、その村二あい城(相城)付、

→由良・香良の二つの村が「謀反」おこして「あけち方」になる。荻野氏方の本城惣右衛門が探索したところ、村落の上にある「よき城」に住み始めた。鉄砲で狙撃される。氷上郡のおさだというところでも「あけち方」になったという。荻野氏に対して村落の離反が続く。

【史料2】明智光秀判物(『富永文書』富永忠夫氏所蔵・丹波) ○折紙

今度、赤井五郎御成敗之儀、仰せ出でられ、上意之旨に任せ申し付け候、仍って在々所々誰々に寄らず、急度還住すべき者也。

天正七年

八月廿四日

光秀 (花押)

氷上郡

寺庵中

高見山下町人中

所々名主中

所々百姓中

→光秀が赤井忠家を成敗したとして、還住令を出す。

高見城のみ名指しとなっている。籠城戦が最後まで続けられた。「高見山下町人」とあり、一定の町場が見られたか？

[史料3]斎藤利三下知状(『白毫寺文書』)

白毫寺へ還住之衆僧、当陣人足之儀、用捨せしめ候畢んぬ、其の意をなるべく候也、

天正八 内蔵
七月廿三日 利三(花押)
門前
地下中

→黒井城に入ったとされる光秀の重臣斎藤利三が「白毫寺へ還住之衆僧」に対して人足賦課を除外。

[史料4]羽柴秀長禁制(『小島文書』)

禁制 佐路市場

一、在所に有る百姓等、還住せしめ、作毛以下油断するべからず事、

一、非分に申し懸ける事、

一、竹木伐採の事

右条々堅く停止せしめ畢んぬ、若し違犯の輩これあるに於いては、速やかに罪科に処すべき者也、

天正拾 羽柴小一郎
六月 日 長秀(花押)

→山崎合戦・清州会議後、丹波は秀吉の任国になる。弟秀長が福知山城へ。氷上郡では「還住」して在所に戻るのに時間がかかった。

2 町場の復興

[史料5]明智光秀掟書(『丹波志』)

定 宮田市場

一、喧嘩・口論・押買・狼藉停止之事、

一、国質・所質・請取沙汰、諸式非分之族停止之事、

四日 八日 十二日

毎月市

十七日 廿一日 廿五日

右条々、違犯之輩においては、速かに嚴科に処すべき者也、仍件の如し、

天正八年七月日 (明智光秀 花押影)

→宮田市場(丹波篠山市)における市場保護。市日を設定するため、常設店舗になっていたか不明。

宮田は山陰道と天田郡へ抜けるルート of 交差点。後に篠山城下町に吸収される。

近世の城下町、亀山城、福知山城を構築。

3 石高制に応じた政策

[史料6]小島当知行分指出違署起請文(『摩氣神社蔵小島文書』)

当安(案)文

小島当知行分指出之事

参百九拾五石七斗五升八合 奥田村分

四百七石五升七合 完人村分
 参百八拾三石七斗老升四合 新江村分
 百九拾七石七斗八升 船坂村分
 百九拾二石八斗七升七合 黒田村分
 参百二拾参石 桑田郡 勝林嶋村之内
 拾四石 吉永名 口人村之内
 拾参石 井口分 口人村之内
 九拾六石 森村分 口人村之内
 五石 屋なセ分 大村之内
 五拾石 氷上郡 御油之新庄村之内
 已上式千七拾八石老斗八升六合 京升分也、
 加添分千参拾九石九升三合
 合参千百拾七石式斗七升九合者池内

河成在之、

(繼目裏花押)

御起明之帳面京升分也、

只今御指出仕分、先年御起明之帳面、

一粒一銭相違なく候、万一少もお隠申者、一類共御成敗ならせられるべく候、其ため起請文を以て申上候、日本国中大小神紙・春日大明神・天満大自在天神・愛宕権現太郎坊、別物氏神之御罰罷り蒙むるべく者也、仍起請文件の如し、

年 小島出羽守
 天正拾〇七月廿日 美明 (花押)
 小島大和守
 正明 (花押)
 小島老岐守
 永好 (花押)

西蔵坊

上坂八郎兵衛尉殿

参

→小島氏は船井郡夫人(南丹市)を本拠とする国衆。各村落の石高を表示。

小島永明は明智名字を付与される。ただし永明は八上城攻めの際に戦死。

船井郡内の当知行地が列挙されるなか、氷上郡の「御油之新庄」が登場する。

やはり、光秀のもとで活躍した際の新しい知行地であろう。

当史料は、光秀が滅亡した直後、羽柴秀吉に提出した知行起請文

[史料 7] 明智光秀判物 (『世界の古書展目録』安土堂書店 1999)

丹州舟井郡井扇(尻力)甚五郎倉納内、百九拾五石四斗余并に本知五拾五石余、都合式百五拾石四斗余事、新恩として、これを宛行訖んぬ、全てを領知すべき者也、仍って件の如し、

天正八

九月九日

光秀 (花押)

井扇助大夫殿

→船井郡の国衆井扇(尻力)甚五郎の「倉納」のうち、195石余と「本知」55石余を「新恩」として知行地として認める。光秀が直接知行の宛がいを指示する。

【史料8】明智光秀判物写（『片山文書』片山宣家氏所蔵・丹波）

別院倉米去年分之内をもって、米六石六斗、六十口(六)人、中村、七石一斗、七十一人、安瀬(栖里村、合せて拾三石七斗之事、龜山普請分者、片山兵内百姓人別、廿日飯米のため、相渡されるべく候也、仍って件の如し、

天正九年卯月十八日 光秀

瀬野石近殿

東沢加賀守殿

→別院(亀岡市)の倉米の昨年分から、片山兵内の中村、安瀬里村の百姓の飯米を支給する。「龜山普請」への対応。一人=一斗。

【史料9】明智光秀請取状（『中島寛一郎氏蔵文書』）

宇津領内年貢米を納める之事、

参石者 黒田

合 両所分并

石斗五升者夫米也 瀬龍

右、依請取件の如し、 (光秀花押) (黒印)

天正九年十二月四日

→「宇津領内」における年貢米 黒田・芹生村の分

おわりに

天正9年6月2日付「家中軍法」（『御霊神社文書』） 石高に応じた軍役賦課基準を設定

天正7年頃に丹波検地を実施？

指出は「軍役」のための実行（『仲文書』）。

【参考文献】鈴木将典「明智光秀の領国支配」『織田権力の領域支配』岩田書院 2011



図2 丹波周辺図

第3回 丹波赤井氏（荻野氏）の勃興

立命館大学 授業担当講師

秦野 裕介

はじめに



「戦略のクロスポイント『丹波』」という統一テーマが掲げられています。実際に丹波国はまさに「戦略のクロスポイント」というべき地でした。例えば応仁の乱のあと、細川京兆家と呼ばれる細川

川本家が権力を掌握しますが、応仁の乱後の京都を細川京兆家が制圧できたのは、丹波国守護職を京兆家が担っていたからでした。他の守護大名は応仁の乱の後、それぞれ自らの領国の確保に動きます。三管領家の斯波氏は遠江・尾張・越前と京都から離れたところに守護職を持っていたため、領国化に当たっては現地に行かざるを得ません。同じく三管領家の畠山氏も河内・紀伊を中心にしていましたから同じく京都への影響力を急速に失います。しかし細川氏は京兆家が丹波の守護職を持っていたことから、京都への影響力を保持し得たのです。細川氏の領国は多くは四国にありましたから、細川氏が戦国時代前半において京都を中心とする地域で重要なプレーヤーに地位を占めることができたのは、まぎれもなく丹波国の守護職を保持していたおかげです。ここから見ても丹波国がいかに当時の日本の政治動向においても大きな地位を占めたかが伺えます。

そのような「戦略のクロスポイント」というべき丹波国において重要な地位を占めた中に、本日お話しする赤井氏・荻野氏があります。本日は今年のテーマのサブタイトル「権力者たちの見たもの」にちなんで丹波赤井氏・丹波荻野氏の見たもの、という面からお話しさせていただきます。具体的には当時の政治的な事件と赤井氏・荻野氏との関わりについて述べさせていただきます。

1 赤井氏の虚実

赤井氏は今日知られている系図類では河内源氏源頼信の子頼季流の井上氏の流れを引くとされています。頼信の曾孫の家光が保元三年に丹波国に配流され、丹波国に土着します。子孫の為家が赤井に住み、氷上・天田・何鹿郡を支配するようになります。16世紀にそ

れまで丹波国を支配してきた守護の細川京兆家と守護代の内藤氏が没落した後は丹波一の勢力を誇るようになり、中でも荻野氏に養子に行った荻野直正の活躍で知られます。彼は赤井直正の名の方が有名で、丹波の赤鬼として黒井城で明智光秀を苦しめた猛将として知られています。しかし実際には赤井氏の系譜は確実なものではなく、初出も大永7年（1526年）と考えられており、丹波国の混乱の中で台頭してきたものと考えられています。

荻野氏も赤井氏と同じく清和源氏頼季流とされていますが、梶原景時とその子孫の系図によると荻野氏は梶原景時の子孫と記されており、南北朝時代に活躍した荻野朝忠の名前があることから、もともとは梶原氏の末裔とされていたことがわかります。

つまり赤井氏や荻野氏が河内源氏の流れを引くかどうか、については、系図自体がそれほど信用できるものではない、ということが言えるでしょう。

2 荻野氏の勃興

赤井氏は16世紀に入らないと登場してきませんが、荻野氏は鎌倉時代末には当時の史料に出てきます。例えば『太平記』に荻野氏が登場してきます。足利高氏による六波羅探題攻撃のシーンです。高氏は六波羅探題が畿内における反幕府闘争の激化に苦慮していることへの援軍として北条氏の一門名越高家とともに上洛してきます。しかし丹波国の篠村八幡宮で旗揚げすると六波羅探題を攻め滅ぼしてしまいます。

高氏の生母の上杉清子の生家の上杉氏が丹波国に所領を持っていたことから、高氏は丹波国に勢力を張っていたことがわかります。そこからも丹波国の中央政界への影響力が読み取れます。もっとも高氏が丹波国で生まれた、という見方もありますが、あくまでも丹波国上杉荘を所領として持っていて、そこを名字の地にしたにすぎないので、私は高氏を丹波国の生まれとは見ていません。鎌倉幕府の有力御家人ですから、当然鎌倉在住だったはずで、鎌倉で生まれたと見るのが自然と考えます。

高氏は丹波国で旗揚げしたことから、多くの国衆が高氏に見方をします。国衆は国人と表現されることもあります。ここでは地元の有能な武士団というくらいの意味です。荻野氏も高氏に見方をするものの「今更人ノ下風ニ立つべきに非ズ」と言い放ち、独自の行動をしていた、といいます。これは当時の国衆のあり方をよく示しています。現在我々が考える主従関係に比べると独立性が高かったのです。

やがて丹波守護職には仁木頼章（につきよりあきら）が就任します。高氏改め尊氏の九州落ちの際には

丹波で後醍醐天皇方の軍勢を丹波で食い止め、尊氏の九州での再起に大きく貢献します。この頼章の守護代として荻野朝忠の名前が見えます。

「久下文書」（『兵庫県史』中世3）に収められている「久下重基軍忠状」を見てみると、足の甲を切られて負った傷を荻野彦六郎がチェックしたことを記した久下重基の軍忠状に仁木頼章が判を据えていることがわかります。要するに守護頼章と丹波の国人を結ぶ役割を果たしているのです。

3 丹波守護仁木頼章

ではここで丹波守護であった仁木頼章について見ていきましょう。彼は1299年生誕、1359年に死没しています。足利義康の庶長子足利義清から細川氏や仁木氏が出ています。足利一門の中でも三河の地名を冠する仁木氏や細川氏は斯波氏や畠山氏と比べると規模が小さく、足利宗家への隷属性の強い一族と言えます。

仁木頼章自体も足利氏の家臣団を形成し、尊氏の側近として活動していました。建武の新政から南北朝時代に丹波国での活躍を皮切りに各地に転戦し、戦功を積み重ねて最終的には丹波・丹後・武蔵・下野の守護を兼ね、さらに侍所頭人、足利家の執事を歴任しました。彼が担当した職務は単に足利家の家政にとどまらず、裁判の管轄を担当し、政務長官としての役割を背負うこととなります。これが管領に繋がっていく、という指摘もあります。

4 仁木氏の没落

頼章の弟の義長は尊氏の九州行きには九州に同行しています。彼も活躍は華々しく伊勢・伊賀・志摩・遠江・三河の守護を兼ねます。兄弟で合計9カ国もの守護を兼帯し、幕閣の最有力者となりますが、義長には傲慢な振る舞いが多く諸将の反感を買ったといえます。細川清氏らに陥れられ南朝に降ります。のちに赦免されますが、それ以後勢力は振るわず、仁木氏は没落してしまいます。

仁木氏のような有力な人物が南朝に下るということはある意味驚きでもあります。実はそれこそが南朝の存続した理由です。初期室町幕府体制の中で政治的な対立から南朝に下ってしまうものが多く、南朝はそうした室町幕府の内紛によって生じた反主流派によって維持されてきました。仁木氏を追いやった細川清氏も京極導誉と対立して南朝に下ることを余儀なくされています。

頼章の子孫は丹波国に残りますが、小勢力に転落した仁木氏にはもはや丹波の情勢を動かすことはありませんでした。また義長の子孫は伊賀国に勢力を張り、

15世紀前半の永享年間には伊賀国の守護として名前が見えますが実名（じつみょう）も不明で、しかもその記事では仁木氏が守護を罷免されるという記事でした。仁木氏は歴史の表舞台から急速に退場していったのです。

5 丹波守護の変遷

丹波守護は仁木頼章と山名時氏が交互に守護となった後に細川家が世襲することになります。史料2には仁木頼章から山名時氏への守護の交代の事情が見えます。『祇園執行日記』（『八坂神社記録』上）には「丹波守護職のこと、荻野彦六隠謀を企むの間、仁木殿上表」とあり、荻野彦六のせいで仁木頼章が責任を問われて辞任したことが記されています。その後丹波守護は山名・仁木・山名と目まぐるしく変わります。山名氏は南朝と北朝を目まぐるしく移り、守護職を拡大してきました。仁木とのめまぐるしい守護職の移動は、山名氏が南朝と北朝を両天秤にかけた結果です。山名氏は諸勢力の間を上手に立ち回ることによって日本66カ国中11カ国の守護職を占めることとなりました。

将軍権力の強化を目指す足利義満は、山名氏の内紛に乗じて山名氏の勢力を大きく削減することに成功します。丹波守護は細川本家の細川頼元が任ぜられ、その後細川本家が世襲します。細川本家の代々の官途が右京大夫で、右京大夫の唐名を右京兆と読んだことから、細川本家のことを細川京兆家、あるいは京兆家と呼びます。代々管領となる京兆家が丹波守護となったことで、丹波は中央の政治と密接な関わりを持つようになります。

6 細川京兆家と荻野氏

室町時代の中期の応永年間には応永の平和と呼ばれる時期で、この時期には丹波守護も京兆家のもとで安定しています。こうなりますと荻野氏には出番がなくなります。

丹波国の安国寺の文書である「安国寺文書」（『綾部市史』史料編）には荻野出羽入道が安国寺領の權益を侵害する（「押妨」といいます）事案が載っています。「荻野出羽入道が半済を拝領したと号して押妨している」ということであり、その權益侵害をやめさせて安国寺の權益を保障する（「沙汰し付く」といいます）ように命じています。

史料3は管領の畠山基国（沙弥）から丹波守護の細川満元（細川右京大夫）に出された史料です。先ほどの荻野出羽入道による安国寺の權益侵害を停止し、安国寺の權益を保障するように命じた文書です。それを受けて細川満元から丹波守護代の細川頼直（細川遠江

前司)にその命令を伝えたのが史料4です。史料5はその命令をさらに現地に通達した遵行状です。ちなみに少し宛先と差し出しに間違いがありますので、こちらで訂正します。日付の下に書かれている差し出しを「右京大夫」、宛先を「細川遠江前司殿」としていますが、実際は日付の下に「遠江守」とあるだけで、宛先はありません。

【史料5】

丹波国安国寺領同国夜久郷今西村事、任廿一日御遵行之旨、被沙汰付寺家、可執進請取之状、仍執達如件
応永八年六月廿三日 遠江守

この一連の文書は守護→守護代→在地という命令系統ができていたことを示しますが、この中に荻野氏はかろうじて土地の権益を侵害する有力者として現れるにすぎなくなり、完全に中央政界からは撤退したことを示します。

7 戦国時代の到来と荻野氏

応仁の乱に始まる戦国時代になると秩序が崩れ出して、平和な時期には表舞台に出てこないような勢力が、表舞台に飛び出してくるということが起こります。戦国時代における荻野氏もそのような存在でした。

応仁の乱では山名氏との戦いに丹波の国人が動員されますが、荻野氏もその中に入っていました。ここで戦功を上げれば荻野氏の飛躍のきっかけになったのですが、実際には延徳の丹波国一揆で逆に荻野氏は衰退の憂き目にあいます。

1393年にはさらに政元は將軍の権力を制約するために、將軍権力の強化を目論む將軍足利義植を追放し、従兄弟の足利義澄を將軍に据えます。これを明応の政変といいます。しかし政元に囚われた義植は脱出し、北陸地方から中国地方と逃亡し、反細川政元の勢力を糾合します。特に瀬戸内の覇権を細川氏と競う大内義興が義植を擁立し、二人の公方が並立することになります。明応の政変による公方の分裂こそが戦国時代の本質である、という見方もなされています。

この明応の政変で丹波国において力を伸ばしてきたのが波多野氏です。これについては詳しくは渡邊大門先生の講演で触れられるでしょうから、波多野氏についてはここではあまり触れないでおきます。

1506年には丹後国の守護一色氏の攻撃に荻野弥十郎という人物が参戦しています。そして永正の錯乱でついに細川京兆家が分裂します。

細川京兆家の強みは分裂しなかったことでした。他の三管領家の斯波氏、畠山氏が内紛で分裂し、急速に

力を失っていったのと対照的に細川家は宗家の京兆家が一枚岩で、さらにその一門も一丸となって京兆家を支えてきました。これが細川氏が他の有力守護を圧倒して戦国時代前半を制圧できた理由の一つでした。しかし1507年の永正の錯乱で細川京兆家に内紛が勃発します。

永正の錯乱とは細川政元の暗殺事件です。明応の政変で主導権を握った細川政元は細川勝元と山名宗全の養女の間にも生まれました。応仁の乱における細川氏と山名氏の和睦の結果、後継者になったのですが、足利義植の將軍権力強化に反発して明応の政変を起こし、將軍を傀儡化します。政元の権力の強さを示すエピソードに、足利義澄が参議中將への任官を希望した時に政元は「私が將軍と認めているからあなたは將軍なのです。いくら高位高官に昇ろうとも私が將軍と認めなければあなたは將軍とはなれません。だから高位高官など無益です」と言い放ちました。

そのような政元ですが、彼は魔法使いになりたかったようで、晩年は魔法使いになるための修行に余念がなくなります。修行の中では女性に触れません。したがって政元には後継者が誕生する可能性はなかったのです。

政元は摂関家の九条家から養子を迎えていました。澄之と言います。その一方で有力一門の讃州家からは澄元、野州家からは高国を迎えています。これでは内紛を起こせ、と言っているようなものです。

果たして内紛が勃発しました。第一段階は澄之が養父政元を暗殺し、高国と澄元が澄之を討伐するまでです。第二段階は澄元と高国が争い、最終的に高国が勝利するまでです。結果は細川高国政権が樹立されました。

8 桂川原の戦い

細川高国政権が樹立された時、將軍は義澄の子の義晴でした。高国は重臣の香西氏の後継者に波多野秀長の子の元盛を定めます。波多野秀長の子のうち元盛が香西氏、賢治が柳本氏をそれぞれ継承し、波多野家は植通が継承して波多野家は深く細川氏に食い込みます。

しかし高国は従兄弟の細川尹賢の讒言を信じて元盛を上意討ちにします。これに怒った兄弟の植通と賢治は離反し、高国に敗れて阿波国に退いていた澄元の子の六郎と組みます。細川六郎は義澄の実子ながら義植の養子になって義晴と対抗していた堺公方の足利義維と組んで京都に侵攻してきます。足利義維・細川六郎と足利義晴・細川高国の戦いが京都の西を流れる桂川の川原でたたかわれます。現在は桂大橋がかかっている

るあたりから国道9号線が通っているあたりです。

この戦いで細川六郎に与した波多野植通や柳本賢治は義晴と高国を京都から駆逐し、京都を制圧します。この時黒井城の赤井五郎（時家か忠家）が柳本賢治に加勢し、活躍していることが知られています。

最終的に六郎は摂津国の大物浦で高国を討ち取ると義晴と和睦して晴元と名乗り、幕府最後の管領となります。

9 三好長慶と荻野氏

三好長慶は細川氏綱と組んで細川晴元を追い落とします。新たに京都を中心とした地域の覇者となったのは三好長慶でした。守護代内藤国貞の戦死に伴い、三好氏は重臣の松永長頼を内藤宗勝と名乗らせ、丹波守護代を委ねました。ちなみに松永長頼は有名な松永久秀の弟にあたりますが、三好氏内部での出世は兄を上回っていました。相当な器量の人物であったことがわかります。

守護代内藤氏を通じた三好氏の権力の丹波国への強化に対抗して赤井氏と荻野氏という氷上郡の勢力が連携します。具体的には荻野氏に赤井氏から直正が養子入りし、荻野直正となります。そして直正の荻野氏継承によって荻野氏と赤井氏は一体化します。

1555年、赤井家清と荻野直正の兄弟は細川晴元派として細川氏綱方の芦田氏・足立氏と交戦します。この戦いで赤井・荻野氏の氷上郡の掌握は確実なものとなりますが、家清はこの時の負傷がもとで死去し、9歳の赤井忠家を叔父の荻野直正が補佐し、赤井氏の実権も掌握します。したがって今日にはしばしば荻野直正は赤井直正とされることが多く、赤井直正の方がむしろ通りがいいくらいです。

10 山名祐豊との戦い

三好政権に次いで近畿を掌握したのは足利義昭を擁立した織田信長でした。信長の部将の木下秀吉によって但馬守護山名祐豊は没落します。しかし信長は山名祐豊を登用します。信長に抵抗する荻野直正・赤井忠家は山名方の竹田城を攻略し、陥落させます。山名祐豊は信長に救援を要請し、山名祐豊による氷上郡による侵攻が始まります。

1573年、直正は足利義昭に投じます。これは義昭が武田信玄・勝頼と組んで信長に対抗し始めたことによります。しかし信玄は病死し、義昭は信長によって京都を追放され、直正らは丹波で信長の攻撃を受けることとなります。1575年、信長は丹波の支配権を委ねた明智光秀に直正の討伐を命令します。

11 直正最後の戦い

1575年、光秀の出陣に備えて直正は黒井城に入り、八上城の波多野秀治と連携して光秀を破ります。丹波の赤鬼と呼ばれた荻野直正の面目躍如たるところです。これは中央情勢との関わりで言えば、義昭による信長包囲網の一角を担っていました。

丹波という京都の側面で信長に抵抗する勢力が頑強であることは、天下人信長にとってはゆゆしい問題です。信長は直正に対する帰順工作も行いましたが、結局1577年には第二次黒井城の戦いが勃発します。その途上の1578年には直正は病死し、八上城は落城して波多野秀治は処刑されます。翌年に黒井城は落城して赤井忠家は逃亡し、丹波は光秀によって平定されました。

[参考文献]

平成30年度講座丹波学「今に息づく丹波の遺産」

平成25年度講座丹波学「戦国の世と丹波」

平成20年度講座丹波学「もう一度学びたい丹波の城」
福島克彦『明智光秀と近江・丹波』（サンライズ出版、2019年）

芝裕之編著『図説 明智光秀』（戎光祥出版、2018年）
福島克彦『戦争の日本史11 畿内・近国の戦国合戦』（吉川弘文館、2009年）

細見末雄『丹波史を探る』（神戸新聞総合出版センター、1988年）



丹波赤井氏（荻野氏）の勃興

講座丹波学 2019年10月5日（土）

秦野裕介（立命館大学授業担当講師）

はじめに

戦略のクロスポイント「丹波」における諸勢力の交錯

丹波赤井氏、丹波荻野氏の見たもの

当時の政治的な事件と赤井氏・荻野氏との関わり

赤井氏の虚実

河内源氏源頼信の子頼季流井上氏

家光が保元三年丹波国に配流され丹波国と関係

為家が赤井に住み、氷上・天田・何鹿郡を支配

16世紀に細川氏、内藤氏没落後は丹波一の勢力

荻野氏に養子に行った荻野直正の活躍

実際には初出は大永七年(1526)

荻野氏の勃興

足利高氏の六波羅探題攻撃

高氏の本拠の一つ丹波国、篠村八幡宮で旗揚げ

多くの国衆が高氏に味方、荻野ら「今更人ノ下風ニ立つべきニ非ズ」と別個に行動

丹波→仁木頼章守護へ→尊氏の九州落ちの際に丹波で後醍醐方を食い止める

荻野朝忠→仁木頼章の守護代→史料1

丹波守護仁木頼章

仁木頼章(につき・よりあきら)

1299年生誕、1359年死没

足利義康の庶長子義清の子孫(他に山名・細川)

足利氏家臣団、尊氏の側近

丹波国で活躍して各地に転戦

丹波・丹後・武蔵・下野守護、侍所頭人、執事

裁判の管轄、政務長官→管領制へ

仁木氏の没落

頼章の弟の義長、九州に同行し活躍

仁木義長→伊勢・伊賀・志摩・遠江・三河守護

傲慢な振る舞い多く諸将の反感

細川清氏らに陥れられ南朝へ、後年赦免も復活ならず

頼章の子孫は丹波国、義長の子孫は伊賀国へ

丹波守護の変遷

- ・仁木頼章
- ・山名時氏
- ・仁木頼章
- ・山名時氏・同氏清

仁木頼章から山名時氏への交替（史料2）に荻野氏
明德の乱と山名氏勢力の退潮
細川頼元守護に→細川京兆家の丹波掌握

細川京兆家と荻野氏

安国寺文書（史料3・4・5）
安国寺領夜久郷今西村の權益を侵害する荻野出羽入道
当時の細川京兆家による丹波支配のシステム
荻野氏の中央からの撤退

戦国時代の到来と荻野氏

応仁の乱で山名氏との戦いに従軍
延徳の丹波国一揆(1489)と荻野氏→荻野氏衰退
明応の政変(1493)で波多野氏台頭
永正五年(1506)年一色氏攻撃に荻野弥十郎参戦
永正の錯乱(1507)以降の細川京兆家の分裂

桂川原の戦い

高国の権力掌握
波多野秀長の子の元盛香西氏継承
高国、細川尹賢の讒言を信じて元盛を上意討ち
波多野植通、柳本賢治ら離反→細川六郎と組み桂川で高国撃破
細川六郎→足利義維ら堺幕府を擁立する澄元派
黒井城主赤井五郎(時家又は忠家)が柳本賢治に加勢
大物崩れで高国敗死、六郎、晴元と名乗り管領へ

三好長慶と荻野氏

細川氏綱と組んで晴元を追い落とす
守護代内藤国貞戦死、三好氏重臣松永長頼内藤氏を継承
赤井氏と荻野氏の連携、荻野氏に赤井直正養子入り→氷上郡の一大勢力へ（史料6）
内藤宗勝(松永長頼)の台頭

弘治元年(1555)、赤井家清・荻野直正兄弟ら晴元方として氏綱方の芦田・足立氏と交戦→
氷上郡の掌握、家清負傷が元で死去
9歳の家清を荻野直正が補佐→一般に赤井直正

荻野直正の台頭

永禄八年(1565) 荻野直正、内藤宗勝(長頼)に勝利、宗勝戦死
三好氏の衰退
織田信長の台頭と赤井氏の信長への帰順
但馬守護山名祐豊との戦いへ

山名祐豊との戦い

但馬守護山名祐豊の氷上郡侵攻
木下秀吉によって祐豊没落
信長による祐豊登用
赤井忠家・荻野直正による山名方の竹田城・此隅山城陥落
祐豊、信長に救援要請
元亀四年(1573)直正足利義昭に投じる
武田勝頼と組んで信長に抵抗
天正三年(1575)明智光秀に対する直正討伐命令

直正最後の戦い

明智光秀出陣
天正三年(1575)直正黒井城に入り、八上城の波多野秀治と連携して光秀を破る(第一次黒井城の戦い)
義昭による信長包囲網の一角
信長からの帰順工作(織田信長朱印状)
天正五年第二次黒井城の戦い勃発
天正六年(1578) 直正病死
八上城落城、波多野秀治処刑
天正七年(1579)黒井城落城、赤井忠家逃亡

参考文献

平成30年度講座丹波学「今に息づく丹波の遺産」
平成25年度講座丹波学「戦国の世と丹波」
平成20年度講座丹波学「もう一度学びたい丹波の城」
福島克彦『明智光秀と近江・丹波』サンライズ出版、2019年
芝裕之編著『図説 明智光秀』戎光祥出版、2018年
福島克彦『戦争の日本史11 畿内・近国の戦国合戦』吉川弘文館、2009年
細見末雄『丹波史を探る』神戸新聞総合出版センター、1988年

講座丹波学関係史料

史料1 久下重基軍忠状「久下文書」（『兵庫県史』中世3）

久下弥五郎重基申、今年（建武四）十月九日、和久城御発向之時御供仕、於大手攻口構箭倉、晝夜致軍忠之刻、同十七日後攻御敵寄来之間、不惜身命及散々太刀打、被疵（右足ノコウヲ被切）畢、其子細荻野彦六郎令檢知上者、為後證可賜御判候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言
建武四年十月日松重基（裏花押）

進上御奉行所

（違筆）「承了（花押）」

史料2 『祇園執行日記』（『八坂神社記録』上）

十一月二十四日、四郎三郎、孫法師下丹波、荻野源太成御敵之間、当国動乱之間、為所当催促也。
十二月二日、丹波守護職事、荻野彦六企隱謀之間、仁木殿上表、仍山名豆州被補云々、仍為打手近日可被下向云々

史料3 『安国寺文書』五一 室町幕府御教書（『綾部市史』史料編）

丹波国安国寺領同国夜久郷内今西村事申状、具書如此、荻野出羽入道号拝領半濟押妨云々、如何様事哉、若有申子細者、追可有糺明、早止其妨、一円可被沙汰付寺家雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件

応永八年五月廿六日 沙弥（花押）

細川右京大夫殿

史料4 『安国寺文書』五三 細川満元施行状

丹波国安国寺領同国夜久郷内今西村事、今年五月廿六日御教書如此、早任被仰下之旨、退荻野出羽入道押妨、一円可被沙汰付寺家之雜掌之状、如件

応永八年六月廿一日 右京大夫（花押）

細川遠江前司殿

史料5 『安国寺文書』五四 丹波守護代細川頼直遵行状

丹波国安国寺領同国夜久郷内今西村事、任廿一日御遵行之旨、被沙汰付寺家、可執進請取之状、仍執達如件

応永八年六月廿三日 右京大夫（花押）

細川遠江前司殿

史料6 荻野時家書状「荻野文書」（『兵庫県史』中世3）

態令啓候、仍才丸事、其方へ進之置候へ由、從伊予守殿承候間、其方之御名中へ以使者尋申処、尤可然思召由御返事候間、其方へ參置候、然処只今可有御違変由風聞候、可為雜説候へ共、若於事实者、不及力二儀候条、涯分可申分候、然者其方御同名中御覚悟之通、具示給可成其覚悟候、併最前之筋目、無相違御入魂可為本望候、恐々謹言

八月五日時家（花押）

第4回 近世丹波の舟運—加古川を中心に—

市立枚方宿鍵屋資料館 学芸員
佛教大学 非常勤講師等

片山 正彦

はじめに



加古川流域滝野歴史民俗資料館が発行するリーフレットによれば、加古川を舟が上下するようになったのは、文禄3年（1594）頃と伝えられているという。領主の命をうけた滝野村（現加東市）

の阿江与助らは、舟運を妨げる岩を切り崩し、川底をさらえて、滝野から高砂まで高瀬舟を通れるようにした。さらに慶長9年（1604）与助は田高村（たこうむら）の西村伝入斎らと本郷（丹波市氷上町）までの開発をすすめて、本郷から高砂までの加古川舟運を完成させた。そして、最大の難所鬮竜灘には高瀬舟の中継地として滝野船座が置かれ、阿江家が長年座本をつとめた。鬮竜灘の通行については、明治6年（1873）に長さ75間、幅4間、深さ2間の掘割りがつくられ、ようやく本郷から高砂まで積みかえなしで舟や筏が通行できるようになった。

高瀬舟は、大きいもので長さ6間（約11m）・横幅7尺（約2.3m）・深さ1尺6寸（約0.5m）もあり、米なら30石程度も積むことができた。それをオヤジ（船頭）・中のり・艫のりの3人で操って川を下り、高砂で荷揚げして問屋の蔵に納めたあと、今度は塩・干鰯などを積み込んで、帆と人力で綱を曳いて上流に戻る（『小野市史 第2巻』472頁～）。

本講座では、江戸時代の丹波舟運について加古川を中心に、地域にのこる史料を活用して講演したい。

1 加古川舟運の成立

京都から大阪を流れる淀川は、比較的流れが穏やかで豊かな水量を持ち、水上輸送に適していた。往時には、1000艘以上の船が淀川を行き交っていたとされる（『鍵屋資料館展示案内』26頁など）。江戸時代には、都市の発達と全国規模の市場経済の整備が進んでいったが、内陸部の物資輸送手段としては街道交通と並んで、各地で内陸と海港を結ぶ主要河川の交通・運輸体系の整備がすすめられた。これは、舟運のほうが街道をいく人馬に比べて量的・時間的にも効率がよかったからである。

東播磨における物資輸送の大動脈といえる加古川についても、流路の岩石を取り除き、浅瀬を浚渫し、場所によっては掘削を行って川舟の就航を可能にする工事が行われたのは豊臣政権の時代とそれに続く池田輝政の姫路藩主時代である。

【史料1】

阿江家は、中世の在地領主の系譜を持つ土豪で、その資金力と人員の動員力を見込まれて加古川の開削と舟運の整備を命じられた。滝野から高砂までの滝野川船座は阿江与助が支配することになり、阿江家が明治4年（1871）まで世襲的に支配した（『加古川市史 第2巻』326頁）。史料1は、正保3年（1646）に滝野村の九郎大夫が奉行に提出した。「大閣様」秀吉のところに「印南郡磯部村」（現加古川市東神吉町砂部）の彦兵衛と「加東郡捶井村」（現小野市垂井カ）の三郎右衛門が高砂より「加東郡大門村」（現加東市大門）までの川を切り開き、舟を入れたという。また「大門村」から「滝野村」までは、地頭の「生駒玄蕃頭」（秀吉の一族である木下家定の奉行）が「私祖父与助」に命じて、川を切り開き、「多哥（可）郡」（現多可町、西脇市付近）より荷物を請け取ったり積み下したりした。その後「丹波氷上郡」（現丹波市の「織田上野介」（織田信包、信長の弟で丹波柏原藩初代藩主）の領地の「俵物」（米や海産物をつめたもの）や「商荷物」の宿を与助が勤め、のち俵の九郎兵衛に渡して、与助は隠居し「新町」（滝野村対岸の現加東市新町カ）へ移った。元和3年（1617）に「本多美濃守」（本多忠政、忠勝長男）が姫路へ入部すると「新町」には「御蔵所」（米や買上米などを保管する米蔵）が設置され、「滝野村多哥郡」までが「姫路御領分」となった。この忠政のころより、元和7年に至ると、丹波から出る荷物は「御運上」（営業者に賦課した雑税）となり、「新町」へは荷物が少しも遣わされなくなった。

【史料2】

寛延2年（1749）4月、吉蔵が提出した史料2によれば、滝野村の船座は文禄年中（1592～1595）には川筋の難所（鬮竜灘などのことか）を切り開き高瀬船の通航を可能にし、その後「御運上」を命じられ今に至るまで問題なく捌いてきた。このたび「酒井雅楽」（忠恭、ただずみ）様が姫路へ入って来られたが、滝野村の船座のことについては（前の領主より）書き送ってくだされ、「御後主様」（ここでは、忠恭のこと）より引き続き「御運上」を命じてほしいという。

【史料3】

史料3は、明治3年（1870）5月、加東郡粟生村地主太郎吉が役所へ提出した由緒の書上である。慶長19年（1614）冬、大坂の陣の際に家康から先祖の八郎太

夫へ撰津国神崎川に「船橋御用」を命じられたその褒美として、「舟八艘之分諸役御赦免」の特権を認められた。ただし「池田武蔵守（利隆）様御墨付御証文」は、焼失したという。

【史料4】

慶長19年（1614）、岡山の池田利隆が大坂冬の陣に際して、尼崎から神崎川を渡って天満口まで進軍したことが記される。ただし、八郎太夫が神崎川に「船橋」を設置したかはわからない。

ここまでの報告を簡単にまとめると、加古川舟運に関しては、阿江家が滝野の船座を支配する由緒は、おおむね秀吉のころからとしている。そして、川を切り開き高瀬船の通航を可能にし、その後「御運上」を命じられたことで、阿江家は加古川舟運における中心的な役割を果たすようになった。

2 加古川舟運の実態

【史料5】

史料5は、寛永2年（寛永20年カ、1643）のものとされる。滝野村の川舟については、「美濃守様（本多忠政）御代」の元和7年（1621）より「御運上」を命じられているが、「舟数拾艘」ではその役目を果たすことができず、寛永11年（1634）には2艘増やし都合12艘でその役を果たしていたという。

【史料6】

史料6は、寛延2年（1749）、吉蔵が記録したものである。本多美濃守（忠政）が姫路藩主であった元和7年（1621）より運上銀を上納していたが、松平下総守（忠明）が支配していたころには「銀六拾枚」、松平式部太輔（榊原忠次）のころに「六拾五枚」、榊原式部太輔（政邦）が入部した際に一旦「銀拾枚」を増やされたが享保4年（1719）より半減（10枚の半分5枚）となり、「都合七拾枚」を上納することになった。この外、高瀬船1艘につき「米壹石三斗五升宛」を20艘分ほど上納していたが、12艘については「座付船」として免除されていた。

【史料7】

史料7は、寛延元年（1748）閏10月、滝野村座本の太庄屋吉蔵らが奉行所へ提出した訴状である。加古川筋は狭い上、大きな岩石が多く船が通行するような場所ではなかったが、滝野より3里（約12km）ほどを切り開き、船が通行できるようになり、諸荷物の「請払」（金銭などの受取りと支払い）をする船座が初めてできた。丹波国より出荷される荷物については、残らず滝野座が引受け「請払」を行っていた。滝野より高砂までの川筋の村々の内で船場の村は決まっていたが、船場ではない河合中村は新しく船を造り、しかも

（座が扱うはずの）運上荷物を横領するのは我侭なことだと訴えており、新規参入しようとする船もあった。

【史料8】

史料8は、安永2年（1773）4月、舟運で運ばれていた特産品の記録である。丹波・播磨から出荷されるものについては、滝野村船座が請け負い運上銀を上納していたことがわかる。

【史料9】

【史料10】

史料9、史料10にみえる細川高国は、管領細川政元の養子で、同じ養子の澄之・澄元と家督をめぐる争い、前将軍足利義植を復位させ、管領となる人物である。それぞれ、彼が「和田寺」（現丹波篠山市今田町）から「巻数」「茶」「雀舌」をもらったことに対する礼状である。「雀舌」とは茶の品種で、一枚葉の雀舌（チユエシヨ）茶などがあり、いずれも一心二葉までの若芽を原料とした上級品である。室町期には、おそらく丹波茶が贈答品となっていたとみられる（ただし、船で運ばれたかは不明）。

【史料11】

史料11は、享保15年（1730）4月、東阿弥陀村・西阿弥陀村（現高砂市）の庄屋らが奉行所へ提出したものである。加古川筋を通航する高瀬船は160艘余であると聞いているが、他領の船についてはよく知らない。年に10万石余の塩が船に積まれ上ってきていると聞いているが、「高砂問屋、今市」の者が自分で積んでいるので詳しいことはわからない。ただし、塩を買い出している商人は36人ほどいる。干鰯については、多すぎてわからない。下りの荷物である米・材木・薪・茶・木綿・大豆・小豆などは数量が多く、色々種類があるのでわからないという。丹波については、「黒井町之市」「柏原城下町」には運上銀があったことから、この辺りまで塩が運ばれていた。塩10万石については、奥丹波杉原谷・但馬・丹後まで滝野を經由して運ばれていた。また米は、年に20万石ほど船で出荷していたことがわかる。

【史料12】

史料12は、嘉永5年（1852）閏3月、立杭焼陶器を江戸へ運搬するにあたって、立杭村から高砂までの駄賃「銀六百七拾六匁四分壹厘」を園田七郎左衛門が借用した証文である。園田家は、多紀郡丹南町大山字上（現丹波篠山市）にあり、篠山藩政下にあつて太庄屋を任命され、その支配にあつていた。また、立杭村から高砂・江戸までの船便による商業ルートが定められており、園田家はその運搬にも関わっていたことが知られている（『今田町古文書史料報告第1集 園田家文書目録』8頁）。

【史料 13】

史料 13「辰栄丸利八」の舟送り状によれば、このとき「丹波立杭焼瀬戸物」2482 俵を船で輸送したが、その内 386 俵は「大痛ミ」したので、許してほしいとしている。おそらく加古川を通行している間に、15～20%ほどが「大痛ミ」(破損)したのではないだろうか。

おわりに

最後に、これまで述べてきたことを簡単にまとめた。

加古川舟運に関しては、阿江家が滝野の船座を支配する由緒は、おおむね秀吉のころからとし、川を切り開き高瀬船の通航を可能にし、その後「御運上」を命じられたことで、加古川舟運における中心的な役割を果たすようになった。

加古川筋は狭い上、大きな岩石が多く船が通行するような場所ではなかったが、滝野より 3 里 (約 12km) ほどを切り開き、船が通行できるようになり、諸荷物の「請払」(金銭などの受取りと支払い) をする船座ができた。舟運で丹波・播磨から出荷されるものについては、さまざまなものがあり、滝野村船座が請け負い運上銀を上納していた。立杭焼は、輸送中に破損することもあった。また塩については、奥丹波杉原谷・但馬・丹後まで滝野を経由して運ばれていた。



〔主要参考文献〕

- ・『兵庫県史』(兵庫県史編集専門委員会、1974 年～)
- ・『寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会、1980 年～)
- ・『加古川市史 第 5 巻』(加古川市、1987 年)
- ・『丹南町史』(丹南町史編纂委員会、1994 年)
- ・『今田町史』(今田町史編纂委員会、1995 年)
- ・『小野市史 第 5 巻』
(小野市史編纂専門委員会、1998 年)
- ・『今田町古文書史料報告第 1 集 園田家文書目録』
(今田町教育委員会、1998 年)
- ・『今田町古文書史料報告第 2 集 和田寺文書集成』
(今田町教育委員会、1999 年)
- ・『市立鍵屋資料館展示案内』
(枚方市教育委員会、2001 年)
- ・『高砂市史 第 2 巻』
(高砂市史編さん専門委員会、2010 年)
- ・拙稿「豊臣政権樹立過程における於次秀勝の位置づけ」(天野忠幸・片山正彦他編『戦国織豊期の西国社会』(日本史史料研究会、2012 年)、拙著『豊臣政権の東国政策と徳川氏』(思文閣、2017 年)に再録)
- ・『図説丹波八木の歴史 第 3 巻近世編』(南丹市教育委員会、2013 年) 第 1 章 (報告者執筆箇所)
- ・拙稿「大坂冬の陣後、大坂城の堀は無理やり埋められたのか」(渡邊大門編『戦国史の俗説を覆す』柏書房、2016 年)
- ・拙稿「大坂冬の陣における堤防の役割—主に「文禄堤」と京街道を事例として—」(交通史学会『交通史研究』93 号、2018 年)
- ・拙稿「大坂の陣と文禄堤」(日本史史料研究会編『日本史のまめまめしい知識 第 3 巻』岩田書院、2018 年)
- ・拙稿「淀川舟運と徳川家茂一将軍に献上された餅—」(地方史研究協議会『地方史研究』401 号、2019 年)

【表】加古川舟運略年表（加古川流域滝野歴史民俗資料館リーフレットより、一部加工）

西暦	和暦	できごと	支配（主に姫路藩主）
1594	文禄3	生駒玄蕃が滝野村の与助らに滝野川（加古川）の開削を命じ、滝野川（加古川の鬮竜灘より南側）の舟運が始まる。	木下家定（北政所の兄）
1601	慶長6	姫路城主池田氏が加古川の流路を変え、南北堀川を開削する。	池田輝政
1604	慶長9	池田氏が与助と田高村の伝入に田高川の開削を命じ、田高川（加古川の鬮竜灘より北側）の舟運が始まる。	池田輝政
1605	慶長10	池田氏が舟運のために新町村を造立する。	池田輝政
1606	慶長11	滝野・船町に船座を設置する。	池田輝政
1617	元和3	姫路城主本多氏が両船座へ運上銀を賦課する。	本多忠政
1620	元和6	5分1銀の徴収が定められる。 滝野船座と新町村の荷分出入が始まる。	本多忠政
1668	寛文8	丹波商人米の荷宿権が滝野船座6、新町村4に確定。	松平直矩
1712	正徳2	新町村をはじめ12ヶ村の舟持57人が運賃について「仲間定」を取り決める。	榊原政邦
1719	享保4	滝野船座と氷上郡商人が積荷出入をおこす。	榊原政邦
1724	享保9	新町村をはじめ12ヶ村の舟持42人が運賃のとりきめをする。	榊原政邦
1730	享保15	滝野船座と新町村舟持が積荷出入をおこす。	榊原政祐
1748	寛延1	滝野船座と河高村・河合中村の舟持が座付荷物について出入をおこす。	松平明矩
1762	宝暦12	『播磨鑑』にて鬮竜灘が「瀧野の瀧つほ」として紹介される。	酒井忠恭
1804	文化1	『播州名所巡覧図絵』にて滝野川の滝（鬮竜灘）が紹介される。	酒井忠道
1869	明治2	5分1銀徴収権が停止される。 滝野・田高船座が廃止される。	酒井忠邦（知藩事）
1871	明治4	滝野船座が再興されるも、翌5年再び廃止される。	
1873	明治6	多可郡の村上清次郎らが鬮竜灘に筏用水路を開削する。	
1899	明治32	阪鶴鉄道（現JR福知山線）が開通し、田高川の舟運が終わる。	
1913	大正2	播州鉄道（現JR加古川線）が開通し、滝野川（加古川）の舟運が終わる。	

【第4回 片山 正彦氏 資料】

近世丹波の舟運―加古川を中心に―【資料編】

市立枚方宿鍵屋資料館学芸員、神戸常磐大学・佛教大学非常勤講師等 片山正彦

【史料1】『加古川市史 第5巻』515頁、138 滝野村川舟由来につき申し上げ
条々（滝野町 阿江九郎文書）

新町より種々新法仕候二付先規より有来候通御理り申上候条々

一 大閣様御代二印南郡磯部村彦兵衛・加東郡榎井村三郎右衛門と申者、高砂より加東
郡大門村迄川を切明舟を入申候御事

一 大門村より滝野村迄ハ御地頭 生駒玄蕃頭様為御意私祖父与助と申者二被仰付、川
を切明、多哥（可）郡より荷物を請取積下シ、其後丹波氷上郡 織田上野介様御領
分儀物商荷物共ニ与助宿仕、せかれ九郎兵衛ニ相渡し、与助隠居仕新町を取立申候
事

一 元和三年巳年ニ 本多美濃守様姫路へ御入部被成新町ハ御蔵所ニ被為成、滝野村多
哥郡迄姫路御領分ニ罷成候二付、美濃守様より元和七年酉ノ年ニ丹波より出申荷物
御運上ニ被仰付、新町へ荷物少も不被遣候二付何角と御理り申上候得ハ、御大名衆
様御米滝野村・新町半分宛ニ罷成、商荷物ハ滝野へ無相違連々着来り申候御事

右之通少も相違無御座候処ニ新町ハ御蔵所にて御座候故御運上無御座候二付、種々之
手つかいを仕、商人之手前運賃を引さけ、先年より滝野へ着来り候荷物乞取御運上所
押破り申儀迷惑仕候二付、重而書付を以申上候

正保三年

戌ノ八月廿六日

滝野九郎大夫⑧

進上

御奉行様

【史料2】『加古川市史 第5巻』520頁、142 滝野舟座運上銀高覚（滝野町
阿江九郎文書）（参考）

乍恐以書付御願奉申候

一 滝野村船座之儀、百五拾六年以前、文禄年中川筋難所ヲ切明ケ高瀬船替始申候、其
後御運上ニ被仰付、尔今至無恙船捌仕候、尤姫路 御城主様御代々別紙由緒書之通
ニ而私先祖より相勤来り申候、当 御城主様御入部之節も右之由緒御願申上候処無
相違被為 仰付難有船捌仕罷有候、就中此度御国替ニ付 酒井雅楽（忠恭）様御初
入被為遊候二付、滝野村船座之義御書送ニ被成下、御後主様より（〇右船座）無相
違私江被為仰付被下候様ニ御慈悲之上御迎送被下置候は難有可奉存候、以上

寛延貳巳四月

滝野船座蔵本

大庄屋吉蔵

【史料3】『小野市史 第5巻』687頁、264 栗生村船捌御運上由緒書上帳（三

戸もと氏所蔵

一 高瀬舟八艘 唯今所持仕候分

但諸役御赦免被為成下候

右者慶長拾九年甲寅之冬、徳川家康公大坂御陣之節摂州神崎川二而私先祖八郎大夫江船橋御用被為 仰付候二付相勤申候、為御褒美、於粟生村舟八艘之分諸役御赦免、且又川並上曾我井村より下来住村迄、上下式里半余之間に出ル御料私領御年貢米者不及申、百姓諸商人荷物何二而も舟之上下支配仕候御運上浜二被為 仰付、池田武蔵守様御墨付御証文被為 下置候処、元和年中火難之節、焼失仕候二付、(略)

【史料4】『新訂寛政重修諸家譜 第5』46頁「池田利隆」項

十九年大坂の役に尾崎に出張し、神崎の川をわたり、敵数十人を討捕へ、また中津川をわたして天満口にすゝみ、所々を放火し、元和元年の役にも大和田の在家をやきはらひ、五月七日落城のとき首六百二十一級を得てたてまつる

【史料5】『加古川市史 第5巻』514頁、137 滝野村川船役につき一札(滝野町 阿江九郎文書)

■上ル一札之事

一 加東郡滝野村川舟、先年 照(輝)政様御代より 美濃守(本多忠政)様御入国のみきり申年迄米数有次第二舟役仕り来り申候、然処ニ美濃守様御代元和七年酉ノ年より御運上ニ被仰付、舟数拾艘御役不仕候処実正明白也、其後寛永拾壹年戌ノ年より渡部忠八請被申候時、舟式艘まし被成、都合拾式艘之御役引ケ成申候事少も相違無御座候、若少成共偽り申上候と訴人御座候は、御穿鑿被成、如何様共曲事ニ可被仰付候、其時一言之御理り申上間敷候、為後日川なみ舟頭証人ニ加判差上ケ申候処、仍一札如件

	加東郡上滝野村
寛永貳年	九郎大夫
未ノ	年寄
	清兵衛
	同
	清左衛門
	同
	二郎右衛門
	下滝野村庄や
	忠兵衛
	としより
	茂右衛門
	同

九郎兵衛

(他)

古市十郎右衛門様

竹下二郎大夫様

【史料6】『加古川市史 第6巻』520頁、142 滝野舟座運上銀高覚〔滝野町阿江九郎文書〕

覚

一本多美濃守(忠政、姫路藩)様御知行所之節、元和七酉年より御運上ニ罷成候

一銀壹貫目 滝野川運上

一同壹貫目 田高川運上

一同壹貫目 右両座より五分一宛運上

ノ三貫目

本多甲斐守(本多政朝カ、忠政次男)様御知行所之節、田高村は内記様御領分ニ罷成、夫より御運上銀は御地頭様江格々半分宛上納仕候

一松平下総守(忠明、姫路藩)様より滝野船座御運上銀六拾枚ニ被 仰付候

一松平式部太輔(榊原忠次、姫路藩)様御知行所之節、新町村五郎右衛門願御取上ケ無御座候ニ付、為冥加銀五枚相増し差上、夫より六拾五枚宛差上申候

一御先祖 松平大和守(直基、姫路藩)様御知行所之節、右同断ニ上納仕候

一榊原式部太輔(政邦、姫路藩)様御初入、船座被仰付候節、銀拾枚増銀御願申上候処、此増銀享保四亥年より半減被 仰付、都合七拾枚宛毎年上納仕候

一松平大和守(明矩、姫路藩)様御時代も右之通ニ而御運上銀七拾枚宛上納仕候

一御運上銀之外、高瀬船老艘ニ付船役米壹石三斗五升宛上納仕候、尤毎年船数増減御座候、凡式拾艘計ニ御座候、右之外拾式艘は座付船ニ而御役米無御座候

右之通前々より数度及出入候得共、船座無相違相立居申候、則別紙由緒書指上申候、尤姫路御城主様御代々私先祖より相勤来り候家業之儀ニ御座候間、無相違被為 仰付被下置候は御慈悲難有可奉存候、以上

寛延二巳年

滝野村大庄屋

船座願人吉蔵印

【史料7】『小野市史 第5巻』676頁、254 御運上船座荷物妨げにつき訴状〔滝野町 阿江幸子氏所蔵〕

乍恐御訴訟

(略)

一滝野川荷物請払船座之儀、往昔右川筋狭ク其上大岩石多ク船通行不致場所ニ候処、瀧野より三里之間ヲ切抜、運送之船ヲ遣、諸荷物請払致初船座ニ罷成、則百式拾八年以前元和七酉年姫路御城主本多美濃守(忠政)御時代御運上被仰付、毎年銀七拾枚ツ、

御地頭へ上納仕来候御事

一丹州より出候荷物之分ハ不残瀧野座本引受請払致候、播州奥より出候鉄・銅・栗・柿・栢・氷こんにやく玉・芋・紙等之類ハ座本江請取、其外炭・薪・抹香都而竹木之類ハ五分一銀ヲ取、右川筋外之荷物江請払させ候様被仰付候二付、夫より川筋外之荷場江請取〈無滞〉五分一銀ヲ御届座江納荷物請払船捌仕来り申候、(略)

一瀧野より高砂迄川筋村々之内、船場之村極り居申候、河合中村ハ船場ニ而無御座候所、新船ヲ造、剩御運上座着荷物押領ニ請込候儀、重々我侘之仕法ニ御座候御事

【史料8】『加古川市史 第5巻』524頁、144 高瀬船運上銀・五分一銀取立
品目覚〔瀧野町 阿江九郎文書〕

覚

一栗 柿 栢 こんにやく玉 くるミ 木ノ実
一ごま 菜種 ゑご 綿実 荒芋 にごき
一真綿 紙 かご 銅 鉄 いも
一松茸 しやな たばこ 茶

右ハ丹州・播州より出候荷物、船座御運上付キニ御座候而私請払仕来り居申候

覚

一竹 木 墨 薪 抹香 杉檜木ノ皮類
一柴 戸 せうじ 指物 松はい 花はい 油白
一長持 たんす 箕 いかき 切竹木之類

右ハ外村々舟持請払仕、私方へ五分一銀取立候分ニ御座候

右之通先規より相違無御座候、以上

播州加東郡瀧野村

安永貳年巳四月

船座

九郎兵衛

【史料9】『今田町古文書史料報告第2集 和田寺文書集成』20頁、37 細川高
国巻教請取状

年甫佳例祈禱巻数一合并茶三十袋到来候、悦入候、猶波多野孫右衛門尉(元清丸)

可申候、恐々謹言

正月十八日 高国(花押)

和田寺

【史料10】『今田町古文書史料報告第2集 和田寺文書集成』21頁、38 細川高国巻
教請取状

年甫祈禱巻数一合并雀舌卅袋到来、喜悅至候也、恐々謹言

二月七日 高国(花押)

和田寺

【史料Ⅰ】『加古川市史 第5巻』612頁、185 加古川船塩運上につき聞合書
〔姫路市 原泰弘文書〕

- 一 加古川之川筋通用高瀬船百六拾艘余御座候由承申候、尤御領分之船ハ相知レ可申候
得其他領分相知不申候
- 一 船塩拾万石余年中ニ積登セ申候由、高砂問屋、今市共外ニ銘々より自分ニ積登セ申
塩も有之由承申候、此石数相知不申候、尤右之塩買出シ申商人三拾六人程御座候、
尤他領者共
- 一 干鰯年中積登セ申員数ハ大分之義ニ御座候得共、員数相知レ不申候
- 一 下リ荷物米大分之義ニ御座候得共何程と申員数相知不申候
- 一 材木・薪大分之義ニ御座候得共何程積下シ申員数相知レ不申候
- 一 茶・木綿・大豆・小豆共外商売之荷物色々御座候得共員数相知不申候
- 一 丹州之内黒井町之市塩荷駄ニ運上口銭共銀老刃式分宛黒井ノ町へ取申候、則阿阿弥
陀村塩馬ニ于今取申候
- 一 丹州柏原城下町ニ而三年前申ノ年より塩老駄ニ壹分宛御運上御取申被成候

(略)

一 船塩滝野瀧登り候分塩

十万石程 滝ヲ登申分 奥丹波杉原谷 但馬・丹後迄

一 五万(石脱) 滝野新町 丹波多喜郡笹山・亀山其外小城迄
北野たる井
野村より

一 三万石程 大門より 西古瀬古川 東条谷余川谷 東ハ津国内迄登候分

一 三万石程 市場より 三木郡 津国三田迄 有馬郡迄
栗生より 加西郡北条迄
河高より 多加郡 生野迄
下滝野より同断
国包より 三木郡 津国有馬迄

一 高式万石程 柏原領

一 同五万石程 笹山領

一 同七万石程 多加(可)郡

一 同五六万石程 生野領

一 三万石程 加西郡

一 四五万石程 三木郡東条 余川津国迄

高々三十六万石程

此米凡式拾万石程年中下リ申由承申候

(略)

一陸塩売商人 三千人余

但御領内他領共

右之通方々ニ而聞合申ニ付書付差上ケ申候、以上

享保十五年 福居組東阿ミた村庄屋

戌四月 三郎右衛門

西阿ミた村庄屋

太郎兵衛

大庄屋

次兵衛

御奉行所

郡御奉行所

榎本禪四郎様

佐藤喜兵衛様

【史料12】「園田家文書」 1 2 3

借用申銀子之事

一銀六百七拾六匁四分毫厘也

右者へ夕印立杭焼陶器江戸積荷物、立杭村より高砂迄之駄運賃懸りもの、儘ニ借用申
処実正ニ御座候、然ル上者当三月限り急度御返済可仕候、為後証銀子借用証文、仍而
如件

嘉永五子年閏三月廿一日

辰巳分

園田七郎左衛門印

法書様

御取次

【史料13】「園田家文書」 1 5 2

辰栄丸利八舟送り状之写

一丹波立杭焼瀬戸物 三百八十六俵別■大痛ニ有之候間、御用捨可被下候

式千四百八十式俵

(略)

第5回 丹波波多野氏の台頭過程

株式会社歴史と文化の研究所 代表取締役
渡邊 大門

はじめに



丹波国波多野氏といえ
ば、波多野秀治ら三兄弟
が天正7年(1579)に織
田信長との対決で敗れた
ことで有名である。しか
し、波多野氏が滅亡に至
る過程には多くの逸話・
伝承があり、未だ謎のベ
ールに包まれている。関
連する一次史料があまり
に乏しいのである。近年
では、兵庫県丹波篠山市
にある波多野氏の居城
八上城の保存活動でも注
目をされており、文化財
行政のあり方に一石を投
じた。

こうした中で刊行されたのが、八上城研究会の編による『戦国・織豊期城郭論—丹波国八上城遺跡群に関する総合研究—』である。同書には保存活動の歩みから、城郭論に至るまで詳細な論文・解説が収録されているが、中でも注目すべきは波多野氏の関係史料集が収録されていることである。波多野氏が勢力基盤とした丹波国は、兵庫県と京都府にまたがっており、これまで史料収集に難があった。その点を克服したという点で、今後の波多野氏研究に資するところが大きいといえるであろう。

それでも全体的に波多野氏の関係史料は乏しく、先行研究もそう多くはない。加えて系譜にも不明な点が多く、課題も数多いといえる。こうした研究上の制約がありながらも、波多野氏の研究はいくつか発表されている。それらをまず整理しておきたいと思う。

波多野氏研究の嚆矢は、藤井善布による八上城と波多野氏に関する研究である。しかし、当時は史料収集が困難であったためか、必ずしも十分なものとはいえない。その後、波多野氏の勢力拡大過程を検討した芦田岩男の研究、波多野氏関係史料を精査した福島克彦の研究が公表されており、本稿もその研究によるところが大きい。芦田・福島の研究は一次史料に基づいた分析を行っており、波多野氏研究の基礎的な研究として重要な位置を占めるものである。

上記の研究以後は、波多野氏の総論的な森田恭二の研究、波多野氏の勃興過程や上村荘との関係を論じた中村由美の研究、波多野氏被官人初井氏を検討した中西裕樹の研究が発表された。特に、森田・中村の研究

によって、波多野氏の事績がかなり明確になったといえるであろう。なお、波多野氏に関しては、岡光夫、今谷明、高橋成計、細見末雄、湯山学によっても触れられている。いずれの研究も有益なものであるが、波多野氏の権力構造を論じたものは乏しいように思う。

その点で、近年、細川氏について精力的に研究を行っている古野貢は、細川京兆家の分国である丹波国の検討を行い、波多野氏に関して次のように指摘している。

細川氏奉行人を務めていた波多野氏は、奉行人として京都で活動するのではなく、八上の地に居を据え、在地での活動を選んだ。細川京兆家の内訌により混乱した分国支配に乗り、守護権に連なって遵行を行いつつも、自ら判物を発給しうる地域権力化を目指したのである。

この指摘に続けて、天文18年(1549)の江口の合戦による細川晴元没落後、将軍・守護の権威や室町幕府一守護体制に拠らない三好長慶の権力が確立したと述べている。丹波国内における波多野氏の地域権力化については、同論文の後半部分で詳述されており、有益な指摘が多々なされている。特に、「(波多野氏が)判物発給を実現する自立性を実現しながらも、なお細川氏守護権に属して地域支配を行う」という点は、誠に示唆に富んでいる。この点に関しては、波多野氏の分析とともに、最後に検討を行うこととしたい。

そこで、本稿では波多野氏の発給・受給文書に着目し、その権力構造を分析することに主眼を置きたいと考える次第である。その中でとりわけ着目するのは、波多野氏の郡代家というべき庶流の活動や所領構成に関わる史料が実に豊富なことである。この点を中心に据え、検討を進めることにしたい。また、波多野氏の系譜に関しても、若干触れることとする。

1 波多野秀忠期の丹波国支配

先述のとおり、波多野氏の系譜はよく分かっていないが、おおむね文明～永正年間に活動した清秀、永正～享禄年間に活動した元清、その後継者と考えられる秀忠(天文期に活動)、さらに元秀(天文・永禄期に活動)の順に登場する。そして、波多野氏の一族と考えられる秀親(後述する郡代家)が秀忠・元秀のもとで協力して支配体制を築いていた。本稿で取り上げるのは、主に秀忠・元秀の二代—天文・永禄年間を中心—toについてである。最初に、秀忠を取り上げることとしたい。

当該期の畿内政治は極めて不安定であり、波多野氏は一時期を除いて、細川晴元に従って軍事行動を展開していた。その活動範囲も丹波国に止まらず、細川氏のもと山城国や摂津国へと及んでいる。しかし、本稿

では煩雑になるので、適宜政治過程に触れながら、丹波国を中心にして論を進めることとしたい。まず、秀

忠の発給文書としては、次のものがある。

〔史料1〕

今度此方被仰合御忠節候由、太田村之内松井公文分可進之候、相違有間敷候、恐々謹言、
天文式
正月十一日
大西弥四郎殿
進之候

波多野孫四郎

秀忠(花押)

*天文二年一月十一日波多野秀忠判物(「雨森善四郎氏所蔵文書」)

この史料は、秀忠が何らかのことで大西弥四郎が忠節を尽くしたので、太田村の内松井公文分を給与したものである。太田村は、現在の亀岡市蕨田野町太田を示すものと考えられる。年次を欠いているが、前後する時期と考えられる秀忠の判物によって、大西弥四郎に新給として「勝林嶋之内一分」が給与されている(年未詳五月十日波多野秀忠判物「雨森善四郎氏所蔵文書」)。この「勝林嶋之内一分」は、大西氏の「本知」であった。大西氏は丹波国の在地領主と考えられるが、何らかの理由によって、勝林嶋の知行権を失っていたのであろう。ちなみに勝林嶋は、太田村の東側の亀岡市河原林町勝林島を示す。この一連の流れを見る限り、秀忠はこの領域において知行地を付与しうる領主であったといえる。そして、大西氏は波多野氏から軍事動員される存在でもあったのである。

むろん、秀忠が単独で支配を行っているわけではなく、当然ながら配下の者が存在した。その一人が波多野秀長である。天文2年(1533)に推測される秀長の書状は、小島七郎の帰参を許したものであるが、同時に「御下知并備前守折紙」を望まれたとおり準備したことを記している。(〈天文二年〉十一月十六日波多野秀長書状「小島文書」)史料中の「備前守」とは、秀忠の官途であることから、秀長は秀忠の配下であったことが明らかである。ただ残念なことに、秀忠と秀長との間に血縁関係(親子・兄弟)があったかは不明である。少なくとも同族であることは、疑いないところであろう。以上の点から、秀長は単なる秀忠の一被官人でなく、重臣層の地位にあったことが推測される。その点を確認するため、秀長の発給文書を次に掲出することとしたい。

〔史料2〕

当所公文分之事、長尾蔵助方へ被申合候、年貢・諸公事可納所候、恐々謹言、
二月十九日
大田村
名主百姓中

波多野与三左衛門尉

秀長(花押)

*年未詳二月十九日波多野秀長判物(「雨森善四郎氏所蔵文書」)

史料中の長尾氏に関しては不明であるが、南丹市や亀岡市に「長尾」地名があることから、その地を本拠とした在地領主であったと考えられる。この史料は、秀長が大田村公文分を長尾蔵助に与え、年貢・諸公事を同人に納所するよう、大田村名主百姓に伝えたものである。先述のとおり大田村の松井公文分は、秀忠によって大西弥四郎に与えられている。実は同じ日付の秀長の判物によって、同じく大西弥四郎が知行していた勝林嶋に関しても、長尾蔵助に年貢・諸公事を納所するよう、勝林嶋名主百姓中に伝えている。年次不詳なのが惜しまれるが、大西氏の跡に長尾氏が同地を与えられた可能性が高いといえる。

長尾蔵助は晴国から感状を与えられた。(年未詳十月二十九日細川晴国感状「雨森善四郎氏所蔵文書」)その感状によると、長尾氏は秀長に属して戦ったことが記されている。そして、こちらも年未詳であるが、8月11日に秀長は穴太合戦での長尾氏の働き振りを晴国に披露し、感状が成された由を蔵助に伝えている。

(年未詳八月十一日波多野秀長書状「雨森善四郎氏所蔵文書」)一連の流れを見る限り、感状を与える主体が晴国であり、秀長でないことがわかる。しかし、一方では知行地を与える主体は、秀長であることが分かっている。秀長は秀忠の重臣層に位置するとは言え、在地領主に軍事動員をかける存在であったことを確認できるのである。

この頃、秀長は秀忠とともに細川晴国に従い、天文2年(1533)以降は晴元と対立していた。年未詳ながら10月21日には穴太(亀岡市)で合戦が行われ、

もう一人の重要人物は、荒木清長である。次に、史料を掲出することとしたい。

[史料3]

山内儀、急度罷越可申付覚悟候処、懇望子細候条、先令遠慮候、雖為何時、対其方、於相構敵心者、可加成敗候間、可為御心安候、尚様体荒木^(清長)山城守可申候、恐々謹言、

五月六日

片山甚三郎殿
出野弥次郎殿
足立右馬允殿

御宿所

^(波多野)
備前守

秀忠 (花押)

*年末詳五月六日波多野秀忠内書 (「片山家文書」)

冒頭の山内とは、現在の京丹波町に所在した山内荘のことである。この書状では、秀忠が山内に参上するよう申し付けたが、懇望されるところがあって出向かなかったようである。その間の事情については、詳らかにしない。そして、足立氏ら三人に敵心を構える者があれば、成敗を加えるので安心するようにと記し、

詳しくは荒木清長が述べると結んでいる。片山氏以下三人は、丹波国の在地領主である。史料中の荒木清長は秀忠の奏者であり、有力な被官人であったことは疑いないところであろう。その証左として、清長は秀忠の内書に加え、副状を発給している。その史料が次のものである。

[史料4]

委細段者、重而^(足立右馬允)右馬尉へ使者進申候、此外不申、

山内事、可有御誠敗分相定候処、以連判懇望候間、先日^(成)口被閣為御披見彼案文進之候、

然者自備前如此以折紙被申^(波多野秀忠)口候、御心得候而、雖為何時、対其方^(「下」方)口於被成敵者、無為段、不可有同心由候、堅固被申合候、恐々謹言、

五月七日

片山^(甚三郎)甚三郎殿

出野^(弥次郎)孫次郎殿

足立^(右馬允)右馬尉殿

御宿所

荒木山城守
清長 書印

*年末詳五月七日荒木清長副状写 (「片山家文書」)

この史料は、年末詳五月六日波多野秀忠内書の副状である。史料中にあるように、清長は片山氏ら三名の連判状の案文を秀忠に披見し、その上で秀忠の内書を彼らに下しているのである。このような関係を見る限り、清長は秀忠配下の有力な被官人であったと改めて確認できる。それは後述するとおり、郡代というべき存在であったと考えてよいであろう。この場合の郡代は、いわゆる純然たる守護支配機構内における厳密な

意味での郡代を示すものではない。あくまで、波多野氏内部において、単に郡の統治者という意味で用いられていると考えてよい。ただ荒木清長の家系や動向については、不明な点が多い。この史料では「山城守」という官途が記されているが、天文10年(1541)段階で「新兵衛尉」と名乗っていたことがわかる。(天文十年五月十三日茨木長隆奉書案「蜷川家文書」)そのような事実を見る限り、この史料は少なくとも天文

10年（1541）以降のものである可能性が高い。

丹波国内における秀忠と秀長との関係については、他にもいくつかの史料で確認できるところである。同時に室町幕府の御料所として、丹波国に桐野河内（南丹市園部町）と美濃部保（亀岡市）があり、波多野秀忠と荒木清長が関わっている。以下、その点について述べることにしたい。

天文十年五月十三日茨木長隆奉書案において、茨木長隆は波多野秀忠に対し、桐野河内・美濃田保が守護使不入の地であるので、新儀を企てる動きを止めようとしている。新儀の内容とは、「号牛別」して荒木清長が譴責使を派遣するというものであった。「牛別」とは、牛一頭当たり何らかの税を賦課したものであろう。譴責使とは、清長の郡支配機構を形成する職責を担う役職名であると考えられる。この問題はしばらく尾を引いたようで、細川晴元によって違乱を停止するよう、秀忠に要請がなされている。（年末詳五月十九日細川晴元内書案、年末詳五月十九日古津元幸副状案「蜷川家文書」）この動きを見る限り、波多野氏と荒木氏は室町幕府の御料所を侵し、徐々に自らの経済基盤となす動きを見せていたことがわかる。

同時に、御料所である桐野河内など御料所の年貢徴収は、波多野氏の助力を得なければ達成できないものであった。その証左として、天文11年（1542）以降に推定される、蜷川親俊の書状をあげることができる。（年末詳六月二十三日蜷川親俊書状案「蜷川家文書」）親俊は御料所公文の高屋忠清に対し、年貢の未進分（米二五石、銭二五貫文）のことを厳しく問い質している。しかし、波多野秀忠の口入もあって、地下の方でも年貢の納入に同意した様子が見える。こうした事例によって、御料所の年貢納入に際しては、波多野氏の助力が必要であったことが分かる。

天文12年（1543）には茨木長隆が秀忠に対して、伊勢氏代官に年貢の皆済を行うよう命じている。もし難渋した場合は、中間衆によって譴責を加えるようにと述べている。（天文十二年二月二十一日茨木長隆奉書案「蜷川家文書」）具体的な場所は記されていないが、桐野河内などの御料所を指すと考えてよいであろう。また、史料は残っていないが、実際には秀忠が荒木清長に命令し、清長が中間衆を派遣したと想定される。この中間と先の譴責使は、イコールである可能性が高いといえよう。実際の桐野河内については、清長が把握していたのである。年末詳であるが、その事実を示す秀忠の書状が残っている。（年末詳五月二十三日波多野秀忠書状案「蜷川家文書」）秀忠は熊崎村が桐野河内に含まれているかを清長に尋ねた際、十一村の中に入っていると回答があった。秀忠はこのことを

桐野河内の両公文に伝えているのである。（年末詳五月二十五日桐野河内公文某教心・高屋忠清連署書状「蜷川家文書」）以上のような事情を勘案すると、清長は現地支配を任されており、実質的な支配者であった可能性が高い。

さらに、荒木清長は判物によって、替地を給与したことが知られている。（年末詳九月六日荒木清長判物写「能勢文書」）清長は松井氏に対し、替地として日置村円祐寺分料足成（南丹市八木町日置）と青戸村畑分散在（南丹市八木町青戸）を与えている。この判物の内容を見ると、秀忠の意を奉じているような文言が見当たらない。その点を考慮すると、秀忠と清長との関係を考えるうえで興味深いものがある。実はこれより以前の大永8年（1528）6月、秀忠は松井氏に対して替地を与えているのである。（大永八年六月二十四日波多野秀忠判物写「能勢文書」）後述するとおり、秀忠は在京することがたびたびあった。そうすると、重臣である清長は替地を差配する権限を与えられたと推測される。

では、ほぼ同時期に出現する波多野秀長と荒木清長との間で、何らかの職権の分掌が行われていたのだろうか。その辺りに関しては、関係する史料を欠くため、明らかにすることは困難である。しかし、この二人が秀忠の元で重職を担っていたのは、疑いないところである。同時に、秀忠と秀長・清長との間は強固な主従関係で結ばれておらず、秀長・清長が自立的な様相を見せながら、秀忠の配下にあったことに注意を払うべきである。ところで、秀長に関する史料は乏しく、没年が明らかではない。次節で触れる秀親（秀長の子息）に早い段階で引き継がれたと考えられる。

2 郡代による支配をめぐる

—秀忠期を中心に—

丹波国内では、先の重臣層が領国内の支配機構の一端を担うとともに、波多野氏のもとに郡代が置かれていたことが判明している。本節で触れるように、重臣である荒木清長も郡代に補任されているのである。例えば、『親俊日記』天文十一年六月十一日条によると、御料所桐野河内が押領されている件につき、郡代以下に押領分を去り渡すよう命じている。ただ、この史料中には、郡代の実名が記されていない。桐野河内と記されていることから、当該郡代が船井郡代であることが判明する。そして、実際に船井郡代を補任した史料をいくつか確認することができるのである。次に、その初見史料を掲出する。

〔史料5〕

(船) 井郡々代職事申付候、守憲法旨専政道諸役令勤仕、可被全領知之状如件、
 天文三
 七月二日 (波多野) 秀忠 (花押)
 (波多野秀親) 与兵衛尉殿
 *天文三年七月二日波多野秀忠判物写 (「能勢文書」)

この史料は、紛れもなく秀忠が秀親を船井郡代職に補任したものである。秀親の系譜上の位置付けに関しては、不明な点が多い。芦田論文では、秀忠の弟とすることが確証はない。ただ少なくとも、波多野秀忠の弟もしくは有力な庶流であることは間違いないところであろう。では、秀忠はいかなる立場において、秀親を郡代に補任したのであるか。今谷論文の「守護表の復原」に基づき、大永～天文年間の丹波国守護を提示すると次のようになる。

- ①細川高国 (大永5年4月～享禄4年6月) — 守護代・内藤国貞
 - ②細川晴元 (天文元年9月～天文21年1月) — 守護代・内藤国貞
 - ③細川氏綱 (天文21年3月) — 守護代・内藤国貞、松永長頼 (内藤宗勝)、船井郡代・並河宗秀
- この一覧表には郡代まで加えられているが、船井郡

代である波多野秀親の名を確認することはできない。当該期において、守護制度そのものが有効であるか疑問であるが、『言継卿記』天文十三年六月二十三日条には「細川京兆(船)披官波多野備前守」とある。細川京兆が晴元を示し、波多野備前守が秀忠を示していることは間違いない。そして、その秀忠が「丹波守護」と認識されていたことに注意を払うべきであろう。つまり、日記の記主である山科言継からすれば、実質的に秀忠が丹波守護とみなされていたのである。ただ、波多野氏が純然たる守護と言い難いのは事実である。それは、当該期における丹波国において、波多野氏が守護と同等の役割を担う権力者と認識され、便宜的に「丹波守護」という言葉が用いられていると考えるべきである。決して、波多野氏が室町幕府から丹波守護に任命されたことを意味しない。以下、もう少し秀親の行動を確認しておきたい。

〔史料6〕

桑田郡内御姫宮御領山内本所分・同崩下司分代官職並闕所分代官職、多紀郡之内榎井・龍安寺分等事、去年所々不知行為替地契約候、次駒鞍本所代官職事、何モ有限公用口御沙汰、可全領地(知)之状如件、
 天文三
 七月二日 (波多野) 秀忠 (花押)
 (波多野秀親) 与兵衛尉殿
 *天文三年七月二日波多野秀忠判物写 (「能勢文書」)

冒頭の姫宮は不明であるが、この史料によって山内本所分 (京丹波町) やその他の代官職等が去年不知行であった分の替地として、秀親に与えられていることが判明する。また、駒鞍本所 (位置不明) 代官職に関しても、定められた公用の進上を沙汰することによって認められた。この史料を見ると、秀親が郡代職を与えられた船井郡以外において、代官職を与えられたことも確認できる。以上の点から、秀親が桑田・多紀の両郡の土地に代官職を有し、郡代職を保持する船井郡

以外にもさまざまな権益を持っていたと想定される。同時に、秀忠の権限が船井郡を含め桑田郡・多紀郡の両郡に及んでいることを確認することができるのである。

また、時期は不明であるものの、関連した史料を見出すことができる。年末詳であるが、波多野秀忠は丹波の中小領主である福井・富樽の二人に対して、書状で指示を行っている。(年末詳八月二十三日波多野秀忠書状写「能勢文書」) その内容によると、岡御所様

領である崩・山内、龍安寺領、龍深寺領、龍奥寺領等の棟別を先規の例によって免除すること、そして赤沢氏が知行する千原・神吉等についても免除することを通達している。史料中には「将又兩郡三味之事、同名与兵衛尉（(波多野秀親) 申付候間」とあり、兩郡つまり桑田郡・船井郡の支配が波多野秀親に任されてい

たことが確認できる。その事實は、同じ史料の末尾の「委曲与兵衛尉可申候」という文言からも裏付けられよう。

郡代の支配には、多様な側面があるといつてよい。次に、関係する史料を掲出する。

〔史料7〕

八木森方今度内藤^(国貞)一味候由候、然者彼跡職明所候間、在所衆可被引入候、於同心者可遣候、急度可被調候、恐々謹言、
備前守

十月二日

^(波多野)秀忠 (花押)

^(波多野秀親)与兵衛尉殿

*年末詳十月二日波多野秀忠書状写（「能勢文書」）

史料冒頭の「八木森」に関しては、内藤氏の居城八木城に拠った土豪の森氏を示すのであろうか。ちなみに森氏は近江国佐々木氏の流れを汲むといわれ、現在の南丹市園部町黒田に所在する黒田城主であったという。残念ながら、丹波国八木氏に関しては知るところがない。つまり、秀忠は少なくとも森氏が内藤国貞と一味したため、その跡を明所とし、在所衆を導入して味方になる者に、その地を与えるよう秀親に命じてい

るのである。在所衆の実態に関しては不明であるが、船井郡に勢力を持つ中小領主層であると考えられる。このように、秀忠は敵対勢力の跡職を闕所地とし、それを明所として味方となる勢力に宛行うことができた。それを実行していたのが、郡代である秀親だったといえよう。

もう一つ類例を検討しておきたい。次に、史料を掲出する。

〔史料8〕

其之申次衆自然於別心者、彼知行分之事、可然仁躰以武略被引入可被遣候、随而令当知行分儀、能不有相違候、恐々謹言、

^(天文)□□十五

備前守

十一月十四日

^(波多野)秀忠 (花押)

^(波多野秀親)与兵衛尉殿

進之候

*天文十五年十一月十四日波多野秀忠書状写（「能勢文書」）

史料中の申次衆に関しては、室町幕府の職制を意味するのか、あるいは波多野氏配下の職制を意味するのかわからない。しかし、丹波国で発せられたことを考慮すれば、後者の可能性が高いと言えるであろう。申次衆が別心を起こした場合は、然るべき人を武略によって引入れ、当該申次衆の知行を与えるというものである。史料後段の当知行分に相違ないということは、新たに波多野方の味方に付いた者への対応を示している。この例にも見えるように、秀忠は敵対勢力の知行を取り上げ、それを味方となる勢力に宛行うこと

ができた。それを実行していたのが、郡代の秀親だったのである。

では、波多野秀忠と細川晴元との関係は、いかなるものだったのであろうか。丹波国支配に着目して、考えてみたい。年末詳であるが、秀親は三条殿の知行する左手公事と青屋深原公用代官を秀忠から仰せ付けられた。(年末詳八月二日波多野秀忠判物写「能勢文書」)そして、公方(=将軍)の下知、御屋形様(=細川晴元)の下知を堅く守り、本所へ年貢を進納するように命じられている。当該期における丹波国では、将軍および

細川氏権力が十分に浸透していたのであろうか。この年貢進納が行われたかは、確認することができない。したがって、実際には秀忠による命令がどこまで浸透していたのか検討を要するところであるが、現実には困難が伴ったと考えられる。

天文18年(1549)の江口の戦いの影響により、晴元は没落し足利義晴・義輝らとともに近江国坂本へ没落した。以後、晴元の影響力の低下は免れ得なかったのは、疑いないところであろう。こうした動き以前から、秀忠は晴元の配下でありながらも、丹波国三郡において自立化を徐々に成し遂げたといっても過言ではない。したがって、守護、守護代、郡代という言葉が使用されるが、それは必ずしも往時の室町幕府一守護体制における職制を意味するものではない。それは前代の職掌を便宜的に用いているに過ぎず、実際には波多野氏による実効支配が少しずつ展開していたことを示すのである。

3 郡代による支配をめぐる

—元秀期を中心に—

長らく丹波国守護代として活動した秀忠であったが、天文15年(1546)を境にして、史料から姿を消すことになる。代わりに登場するのが、その子息と思

しき元秀である。元秀の初見史料は、天文16年(1547)のものである。(〈天文十六年〉閏七月十五日波多野元秀感状写〔波多野文書〕)この頃から、秀忠の死もしくは引退によって、その跡を引き継いだと考えられる。そして、そのもとで引き続き秀親は、郡代として活動するのである。

天文19年(1550)7月、「上村東山立目儀」について、井出村と東加舎村(ともに亀岡市)で相論に及んだ。(天文十九年七月七日中沢正綱書状「数井卓雄氏所蔵文書」)このことを秀親に申し出たのは、丹波国大山荘地頭の系譜を引くと考えられる中沢正綱であった。続けて正綱は双方の申し分を聞いて糾明を遂げようとしたが、ちょうど戦乱が続いていることもあり、いかんともしがたい状況に陥った。当初、正綱は東加舎を知行していたようであるが、今は秀親が知行している。そこで、正綱は今後相論に及んだ場合、秀親が東加舎の百姓に成敗を加えとともに、その心得を上村百姓に堅く申し付けて欲しいと述べている。秀親は上村や東加舎を知行しており、同時に当該地域における裁定者となりうる立場にあったのである。

また、元秀期における秀親に関しては、次の史料が注目される場所である。

〔史料9〕

当所安芸分事、如元(波多野秀親)与兵衛尉方へ返付之条、年貢・諸公事物等対彼代可令納所者也、謹言、

天文廿二

八月十三日

(波多野)
元秀 (花押)

野中・河北并藤(坂)□

名主・百姓中

*天文二十二年八月十三日波多野元秀書状写〔能勢文書〕

野中・河北・藤坂は、いずれも現在の兵庫県丹波篠山市内の地名である。史料冒頭の「安芸分」に関しては不明であるが、後述するとおり野中など三ヶ所の年貢・諸公事を本来受け取るべき立場にあった者と考えられる。内容は、野中以下三ヶ所の安芸分について、元のように秀親に返付したので、年貢・諸公事などを秀親の代官に納所すべきことを同所の名主・百姓に伝えたものである。こうした例は野中・河北・藤坂の三ヶ所に止まらず、後川・味間・八上・村雲(いずれも丹波篠山市内)に関しても同様の指示がなされているのである。果たしてこのことは、いったい何を意味するのか。

年未詳であるが、秀親に対する対馬守某の知行宛行状には「一、於多紀郡 知行壺所事」との記載がある。

(年未詳十二月十六日対馬守某知行宛行状写「能勢文書」)この場合の「壺所」とは、多紀郡の一職支配であると考えてよいであろう。秀親は元秀から多紀郡内諸所の年貢・諸公事を一括して徴収する権利を与えられることにより、多紀郡における一職支配を実現したと考えられるのである。したがって、この頃の秀親は秀忠期と比較して、多紀郡における支配をいっそう強めたと推測される。では、秀親の所領構成とは、どのようなになっているのであろうか。

秀親に関しては、その所領構成が判明する史料が

残っている。ここでは関連史料に基づき、秀親の所領構成について考えてみたい。まず掲出するのは、次

の二つの史料である。

[史料 10]

就行之儀、桑田・舟井・多紀郡三郡之内当知行分并撰州知行代官職・与力・被官人等之事、如先々可有知行候、誠以不可有相違候、同新恩之事、以目録半分御袖判在之御書相副進候、万一於有指相之儀者、相当以替地可申合、然上者、彼行早々可被口事肝要候、如望塩伯我々以起請文申候条、可被請其意事專要候、恐々謹言、

天文廿一

孫四郎

十一月廿日

(波多野) 元秀 (花押)

(波多野) 次郎殿

(波多野秀親) 与兵衛尉殿

進之候

*天文二十一年十一月二十日波多野元秀判物写(「波多野文書」)

この史料は、丹波国内の桑田・船井・多紀の三郡における当知行分および撰津国で知行する代官職・与力・被官人について、先のとおり知行を認められたものである。与力・被官人とは、波多野氏の軍事基盤を形成する存在であったと考えられる。「御袖判在之御書」とは、後述するとおり細川晴元が袖判を加えた知行目録のことである。そして、万が一不都合が生じた場合は、替地を用意するとまで記されている。さらに秀親の要求によって、塩川国満と元秀の起請文が要求されていたことが分かる。この頃、細川晴元は三好長慶の勢力に敗れ、若狭国武田氏のもとを頼っていた。史料冒頭の「行」とは、晴元が巻き返しを図るべく、波多野氏ら諸勢力に助力を要請したものであろう。秀親は協力の見返りとして、当知行の確実な安堵を要求しているのである。つまり、秀親は丹波国内で強力な存在であったことを確認することができる。

この史料に関しては、複数の起請文が添付されている。まず、塩川国満・波多野元秀の起請文である。(天

文二十一年十一月二十日塩川国満・波多野元秀連署起請文写「波多野文書」)内容は「今度行之儀」について、申し合わせたとおりに相違なきことを誓約したものである。いうまでもなく、丹波国三郡を支配している秀親、そして撰津国能勢郡に実効支配を展開した塩川氏の起請文は、知行地確保のために必要なものであった。あわせて、元秀単独の起請文も準備されたことを確認できる。(天文二十一年十一月二十日波多野元秀起請文写「波多野文書」)この起請文中には知行地安堵の文言の他に、「万一同名親類当家中面々雖被申詰候、一切見放申間敷候」という文言が含まれている。つまり、知行地安堵とは別次元である同族間結合の保証を行っているのである。実際、晴元・元秀と秀親の間を取り持ったのは、国満であった。(天文二十一年十一月二十三日塩川国満書状写(「波多野文書」))

次に、晴元が袖判を加えた、元秀の知行目録を確認しておきたい。

〔史料 11〕

(細川晴元)
(花押)

一、秋庭知行分之事、
 一、^(佐伯)さいき之庄之内はいとうし分之事、
 一、篠村皆一職之事、
 一、^(加舎)西かや皆一職之事、
 一、八木島皆一職之事、
 一、川崎皆一職之事、
 一、西岡桂中大路大蔵跡職之事、
 一、下京日野殿御地子代官職之事、
 一、八田宝鏡寺殿御領代官職之事、

但赤沢方知行分・近藤満介知行分是ヲ除、
 但奥州知行分除之、
 但御公用者、仍先規可有取沙汰事、

以上

天文廿一年十一月十四日

(波多野)
元秀 (花押)

(秀親)
波多野与兵衛尉殿

*天文二十一年十一月十四日細川晴元袖判波多野元秀知行目録写 (「能勢文書」)

この史料は、天文二十一年十一月二十日波多野元秀判物写に記された細川晴元の「御袖判」を示している。史料冒頭の「秋庭知行分」とは、細川氏の有力被官人である秋庭氏のことを示している。佐伯荘から川崎までは、すべて丹波国内の地域をあらわしている。とりわけ注目されるのは、篠村から川崎において「一職」という文言が見られることである。つまり、この四ヶ所においては一職による支配が実現していたのであるが、八木島や川崎に見られるように、他の知行分が混在することもあった。この他、秀親が与えられたのは、跡職や代官職など多岐に渡るものであったことを確認できる。このように秀親は多種多様な形で知行地を確保していたが、なお元秀の上級権力である晴元を必要としていたことが興味深い。先述のとおり、この頃の晴元が没落していたにも関わらずである。おそらく、その理由は元秀の権限が及ばない、山城国内の知行地が含まれているからであろう。

実はこの三年前、秀親は宇津荘（京都市右京区）に勢力を保持する宇津氏から知行を与えられている。（天文十八年十月二十七日宇津秀信・同元朝知行目録写「能勢文書」）この中には、天文二十一年十一月十四日細川晴元袖判波多野元秀知行目録写に示した「八木嶋地頭分」などを含め、多くの知行地が書き留められている。この知行地のうちには、井上氏の闕所地も含まれていた。（＜天文十八年＞十月二十八日宇津秀信・同元相書状写「能勢文書」）秀親は当年の知行を「用捨」し、次の年から井上衆知行のうち百石などを与え

られることになった。ただ、ここでは「兼対（帯）」という言葉が使われている。「兼対（帯）」とは複数の職を兼ねるという意味であるが、この場合は宇津氏が元秀に申し入れていることから、必ずしも秀親が元秀のもとで一元的につながっていなかったことを意味している。

例えば、年未詳ながら秀親は能瀬頼次に代わり、塩川国満から能瀬郡山内村西郷の地を与えられている。（年未詳九月九日塩川国満判物写「能勢文書」）その理由は、国満と秀親が入魂であるからであった。（年未詳九月二十二日塩川国満書状写「能勢文書」）ちなみに西郷の地は、かつて諸侍が細川晴元に叛旗を翻し、各諸職などを没収された地である。（天文十四年十二月十三日細川晴元奉行人奉書写「波多野家文書」）その際、秀親は晴元の御料所となった西郷の地の三分の一を仰せ付けられている。史料の末尾には「其外相談塩川^(同前)伯耆守」と記されている。そのような経緯を勘案すれば、そもそも西郷の地は秀親に与えられたものであったことを確認できる。

秀親が連携したのは、摂津国塩川氏だけではなく、永禄2年（1559）12月、内藤宗勝は波多野次郎（秀親子息）の八上法光寺における合戦の軍功に対し、「酒井内初田半分」を与えている。（永禄二年十二月十一日内藤宗勝感状写「波多野家文書」）内藤宗勝は松永久秀の弟長頼のことで、この頃内藤氏の名跡を継いで、八木城主となっていた。そして、同日に秀親と次郎は宗勝から、知行宛行を受けているのである。

〔史料 12〕

勝林嶋之内芝入道跡職之事、大西弥四郎ニ申付候、年貢・諸公事物等、急度可其沙汰者也、仍状如件、
永正十七

九月廿日

^(内藤)
國貞 (花押)

芝分

名主百姓中

*永正十七年九月二十日内藤国貞判物 (「雨森善四郎所蔵文書」)

〔史料 13〕

當社神領押妨之輩之事、言語道断次第也、所詮、如先々為可加催促、上使差遣上者、堅可令^(鑓)鍵責之状如件、
永正十八

七月十八日

^(内藤)
貞正 (花押)

出雲社

神方中

*永正十八年七月十八日内藤貞正判物 (「出雲神社文書」)

このように内藤氏は判物を発給し、永正末年から跡職の付与や上使の派遣を行うなど自立的な様相を呈していたのである。これまで検討を加えたように、天文年間前後から波多野氏が判物を発給し、知行安堵を行うなど丹波国三郡(桑田・船井・多紀)で地域権力化を成し遂げたことは明白な事実である。その中で、郡代家は塩川、内藤、宇津の各氏から知行安堵を受けており、主家から自立的な様相を見せている。したがって、少なくとも天文初年の段階において、波多野氏は細川氏の枠組みを離脱し、自立した権力体としての歩みを始めたといっても、決して過言ではないのである。

とはいえ、一方で波多野氏は細川氏を頼るような一面を見せていたのも事実である。しかし、既に述べたとおり、波多野氏は当初晴元に敵対する晴国に味方するなど、一貫した態度を取っていなかった。晴元から波多野氏に伝えられる命令も、御料所での押領を止めるよう伝えるようなものが多く、それは幕府などの意思を代弁したものに偏っている。ときには、波多野氏が知行安堵状に袖判を求めることもあったが、それは当該地域(山城国内)に影響力を持つ細川氏の管領という地位に影響するからであった。したがって、細川氏と波多野氏の両者は、いわば強固な主従関係によって結ばれているのではないのである。

波多野氏の細川氏からの相対的自立は、晴元の没落を待つまでもなく、早期の段階において実現していたと考えられる。そして、丹波国内では、内藤、宇津などの勢力が台頭しており、彼らとの協調も必要であっ

た。このような点を考慮すれば、丹波国内の情勢は中小領主の持つ固有の権力構造に配慮しながらも進めることも重要であり、必ずしも室町幕府一守護体制の視角が有効であると言い難いと考える。同時に、京兆家一内衆体制に関しても、各時代の細川氏権力の段階差を踏まえて再検討する必要がある。

本文でも触れたとおり、波多野氏は丹波国内(あるいは摂津国)の諸勢力と糾合し、自身の支配領域以外の地域での知行地確保に動いている。こうした動きは、丹波国内などにおける領主間連合と捉えることも可能であろう。特に天文年間以降、京都を中心とした抗争が激化していく中で、知行地の保全是不可欠な命題であった。たしかに史料上では、「守護」「守護代」「郡代」などの表記が散見するが、それはそのまま「守護」「守護代」「郡代」の存在を意味するものではない。上級権力との緩やかな関係と中小領主間の結合というべきものが、当該期における丹波国の領主権力の特長を物語っているのである。

〔主要参考文献〕

岡光夫『封建村落の研究』（有斐閣、1963）

藤井善布「八上城址と波多野氏」（『兵庫史学』65号、1974）。

今谷明「室町・戦国期の丹波守護と土豪」（同『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、1986）

細見末雄「波多野氏の系譜と興亡」（同『丹波史を探る』神戸新聞総合出版センター、1988）

芦田岩男「丹波波多野氏の勢力拡大過程」（『兵庫県の歴史』26号、1990）

同「中世の丹南」（『丹南町史』上、第3編第4章、1992）

高橋成計「三好氏の丹波侵攻と波多野与兵衛尉について—天文22年9月の丹波侵攻とその城郭を素材として—」（『丹波』創刊号、1999）

八上城研究会編『戦国・織豊期城郭論—丹波国八上城遺跡群に関する総合研究—』（和泉書院、2000）＊
本稿で用いた史料は、ほぼ同書に収録済。

福島克彦「〔史料研究〕丹波波多野氏の基礎的研究（上・下）」（『歴史と神戸』216・219号、1999・2000）

中村由美「波多野氏と禁裏料所丹波上村庄」、同「丹波波多野氏の勃興」（『丹波』3号、2001）

森田恭二「丹波守護代波多野氏研究序説」（『人間文化学部研究年報』4号、2002）。

中西裕樹「室町・戦国期の初井氏について—丹波波多野氏被官小考—」（『丹波』7号、2005）

古野貢「室町幕府—守護体制下の分国支配構造—細川京兆家分国丹波国を事例に一」（『市大日本史』12号、2010）

渡邊大門「波多野氏の丹波国支配をめぐって—天文・永禄年間を中心に—」（『鷹陵史学』37号、2011）

以上



【第5回 渡邊 大門氏 資料】

丹波波多野氏の白頭過程

日時：二〇一九年十二月二十一日（土） 十三時三十分～

場所：丹波の森公苑 多目的ルーム

講師：渡邊大門（關歴史と文化の研究所）

本講座の趣旨

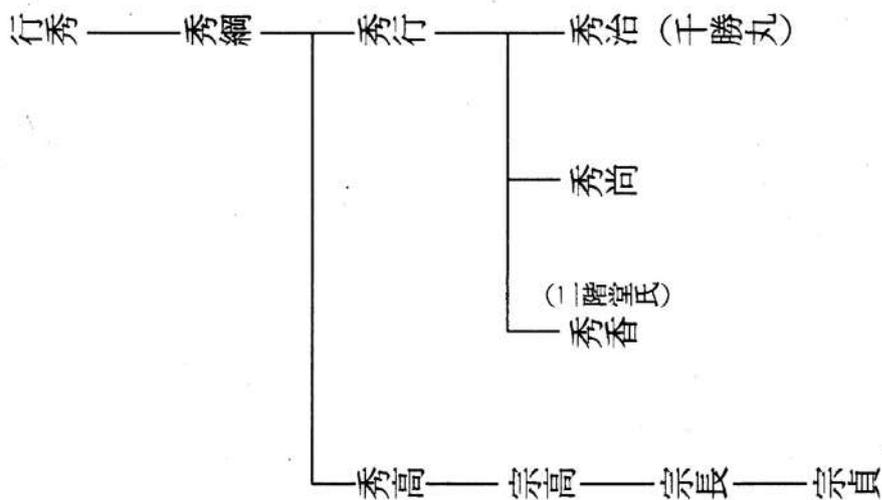
丹波波多野氏の出自については、諸説あります。因幡国八上郡田公氏の族とする説、桓武平氏系の三浦氏の出自とする説、丹波の豪族・日下部氏の庶流とする説、石見の豪族・吉見氏の庶流とする説があります。

丹波の波多野氏は、もと石見土豪吉見氏の一族だったといわれています。吉見清秀は細川勝元に仕え、母方の姓を継いで波多野と称しました。清秀が応仁・文明の乱の軍功で拔擢されると、細川氏の分国の丹波多紀郡小守護代に就任し、八上城主となりました。その子孫は、自立化の道歩んだのです。

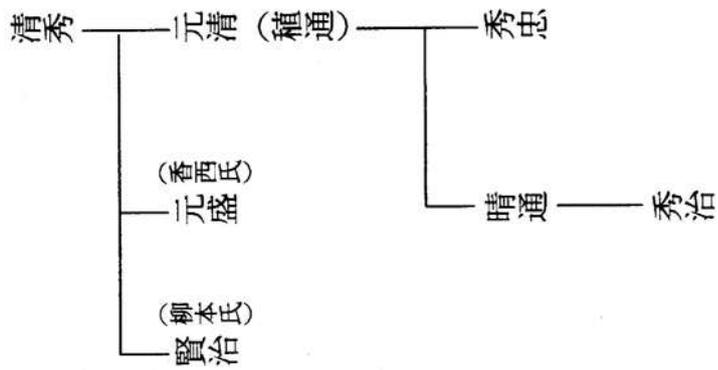
この講座では、戦国期における波多野氏の動向に着目し、丹波支配の様相を述べるとにいたします。

〔波多野氏略系図〕

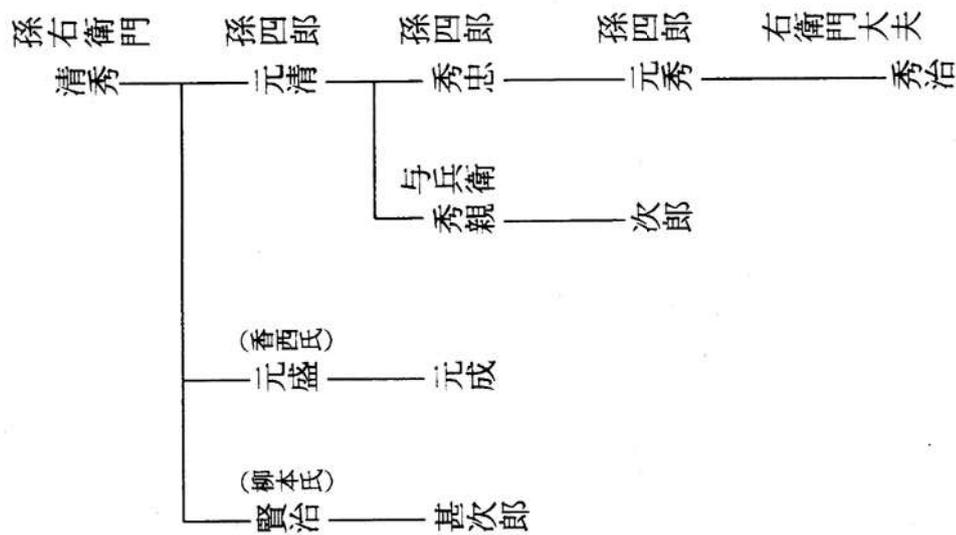
①『史料纂要』



② 『国史大辞典』 (吉川弘文館)



③ 芦田岩男氏作成



〔史料 1〕

今度此方被仰合御忠節候由、太田村之内松井公文分可進之候、相違有間敷候、恐々謹言、

天文弍

波多野孫四郎

正月十一日

秀忠 (花押)

大西弥四郎殿

進之候

*天文二年一月十一日波多野秀忠判物 (「雨森善四郎氏所蔵文書」)

〔史料 2〕

当所公文分之事、長尾蔵助方へ被申合候、年貢・諸公事可納所候、恐々謹言、

波多野与三左衛門尉

二月十九日

秀長 (花押)

大田村

名主百姓中

* 年末詳二月十九日波多野秀長判物 (「雨森善四郎氏所藏文書」)

[史料 3]

山内儀、急度罷越可申付覚悟候処、懇望子細候条、先令遠慮候、雖為何時、对其方、
於相構敵心者、可加成敗候間、可為御心安候、尚様体荒木山城守可申候、恐々謹言、

(清長)

(波多野)
備前守

五月六日

秀忠 (花押)

片山甚三郎殿

出野弥次郎殿

足立右馬允殿

御宿所

* 年末詳五月六日波多野秀忠内書 (「片山家文書」)

[史料 4]

委細段者、重而右馬尉(足立右馬允)へ使者進申候、此外不申、

山内事、可有御誠敗分相定候処、以連判懇望候間、先日(使)口被閣為御披見彼案文進之
候、然者自備前如此以折紙被申口候、御心得候而、雖為何時、对其方口於被成敵者、
無為段、不可有同心由候、堅固被申合候、恐々謹言、

(波多野秀忠)

(下) 九

荒木山城守

五月七日

清長 書印

(甚三郎)
片山甚三郎殿

(弥次郎)
出野孫次郎殿

(右馬允)
足立右馬尉殿

御宿所

* 年末詳五月七日荒木清長副状写 (「片山家文書」)

〔史料 5〕

^(船)舟井郡々代職事申付候、守憲法旨專政道諸役令勤仕、可被全領知之状如件、

天文三

七月二日

^(波多野秀親)

与兵衛尉殿

^(波多野)

秀忠 (花押)

*天文三年七月二日波多野秀忠判物写 (〔能勢文書〕)

〔史料 6〕

桑田郡内御姫宮御領山内本所分・同崩下司分代官職並關所分代官職、多紀郡之内
井・龍安寺分等事、去年所々不知行為替地契約候、次駒鞍本所代官職事、何毛有限
公用口御沙汰、可全領^(知)地之状如件、

天文三

七月二日

^(波多野秀親)

与兵衛尉殿

^(波多野)

秀忠 (花押)

*天文三年七月二日波多野秀忠判物写 (〔能勢文書〕)

〔史料 7〕

八木森方今度^(國見)内藤一味候由候、然者彼跡職明所候間、在所衆可被引入候、於同心者
可遣候、急度可被調候、恐々謹言、

十月二日

^(波多野秀親)

与兵衛尉殿

備前守

^(波多野)

秀忠 (花押)

*年未詳十月二日波多野秀忠書状写 (〔能勢文書〕)

〔史料 8〕

其之申次衆自然於別心者、彼知行分之事、可然仁軀以武略被引入可被遣候、隨而令
当知行分儀、能不有相違候、恐々謹言、

^(天文)
□□十五

十一月十四日

^(波多野秀親)

与兵衛尉殿

備前守

^(波多野)

秀忠 (花押)

進之候

*天文十五年十一月十四日波多野秀忠書狀写 (〔能勢文書〕)

〔史料 9〕

当所安芸分事、如元(波多野秀親)与兵衛尉方へ返付之条、年貢・諸公事物等对彼代可令納所者也、
謹言、

天文廿二

八月十三日

(波多野)
元秀 (花押)

野中・河北并藤口(保)

名主・百姓中

*天文二十二年八月十三日波多野元秀書狀写 (〔能勢文書〕)

〔史料 10〕

就行之儀、桑田・舟井・多紀郡三郡之内当知行分并摂州知行代官職・与力・被官人
等之事、如先々可有知行候、誠以不可有相違候、同新恩之事、以目錄半分御袖判在
之御書相副進候、万一於有指相之儀者、相当以替地可申合、然上者、彼行早々可被
口事肝要候、如望塩伯我々(攝川國朝)以起請文申候条、可被請其意事專要候、恐々謹言、

天文廿一

孫四郎

十一月廿日

(波多野)
元秀 (花押)

(波多野)
次郎殿

(波多野秀親)
与兵衛尉殿

進之候

*天文二十二年十一月二十日波多野元秀判物写 (〔波多野文書〕)

〔史料 11〕

(細川勝元)
(花押)

一、秋庭知行分之事、

一、(佐伯)さいき之庄之内はいとうし分之事、

一、篠村皆一職之事、

一、(加倉)西かや皆一職之事、

- 一、八木島皆一職之事、但赤沢方知行分・近藤満介知行分是ヲ除、
- 一、川崎皆一職之事、但奥州知行分除之、
- 一、西岡桂中大路大藏跡職之事、
- 一、下京日野殿御地子代官職之事、
- 一、八田宝鏡寺殿御領代官職之事、但御公用者、仍先規可有取沙汰事、

以上

天文廿二年十一月十四日

波多野
元秀 (花押)

波多野
波多野与兵衛尉殿

*天文二十一年十一月十四日細川晴元袖判波多野元秀知行目錄写 (「能勢文書」)

〔史料 12〕

勝林嶋之内芝入道跡職之事、大西弥四郎二申付候、年貢・諸公事物等、急度可其沙汰者也、仍状如件、

永正十七

九月廿日

内藤
國貞 (花押)

芝分

名主百姓中

*永正十七年九月二十日内藤國貞判物 (「雨森善四郎所藏文書」)

〔史料 13〕

當社神領押妨之輩之事、言語道断次第也、所詮、如先々為可加催促、上使差遣上者、
堅可令鑊責之状如件、

永正十八

七月十八日

内藤
貞正 (花押)

出雲社

神方中

*永正十八年七月十八日内藤貞正判物 (「出雲神社文書」)

〔史料 14〕

返礼披見申候、其表之儀堅固之段、不及是非候、雖然瀧峰出雲退城之儀候者、其上迄二ても不入事候、無詮気遣候間、加勢之段も洪隠・青民可被申越候、恐々謹言、

右

十一月三日

秀治 (花押影)

(系井時家)
越前守殿

(系井忠家)
兵衛大夫殿

進之候

* (天正六年九) 十一月三日波多野秀治書状写 (〔能勢文書〕)

〔史料 15〕

今度籠城相詰、依忠義令免除事、

- 一 徳政、付徳役、
- 一 分領内関兵士、
- 一 米留之時馬式疋、

右永代不可有別儀候、弥相応可忠節事専用也、如件、

天正七年

二月晦日

秀治 (花押)

兵庫や

惣兵衛

* (天正七年) 二月晦日波多野秀治判物 (〔大阪城天守閣所蔵文書〕)

以上

3 講師紹介

生駒 孝臣 氏（花園大学 専任講師）

三重県生まれ。関西学院大学文学研究科博士課程後期課程修了。博士（歴史学）。専門は日本中世史（中世武士論、畿内地域史）。著書に『中世の畿内武士団と公武政権』（戎光祥出版）、『新修大阪市史史料編』第4巻中世Ⅲ（大阪市）、『楠木正成・正行（シリーズ・実像に迫る6）』（戎光祥出版）、呉座勇一編『南朝研究の最前線』（共著・洋泉社）などがある。

福島 克彦 氏（城郭談話会 会員）

兵庫県生まれ。立命館大学文学部卒業。専門は日本中世都市史、城郭史。丹波地域の戦国史および城と城下町を研究している。著書に『畿内・近国の戦国合戦（戦争の日本史11）』（吉川弘文館）、『近畿の名城を歩く 大阪・兵庫・和歌山編』『近畿の名城を歩く 滋賀・京都・奈良編』（編纂・吉川弘文館）、『明智光秀：史料で読む戦国史』（編纂・八木書店古書出版部）などがある。

秦野 裕介 氏（立命館大学 授業担当講師）

京都府生まれ。立命館大学大学院文学研究科史学専攻日本史専修博士課程後期課程単位取得退学。専門は日本中世史（室町時代の政治史、北海道の歴史）。著書に「徳川日本における塩引鮭の普及」（大平祐一・桂島宣弘編『「日本型社会」論の射程』文理閣）、論文に「鎌倉・室町幕府体制とアイヌ」（北海道大学アイヌ先住民研究センター『新しいアイヌ史の構築』）、「クビライ・カアンと後嵯峨院政の外交交渉」（『立命館文学』624号）、「「倭寇」と海洋史観」（『立命館大学人文科学研究紀要』81）などがある。

片山 正彦 氏（市立枚方宿鍵屋資料館 学芸員、佛教大学 非常勤講師等）

大阪府生まれ。佛教大学大学院文学研究科日本史学専攻博士課程修了。博士（文学）。専門は日本近世初期政治史、近世地域史（北河内地域）。著書に『豊臣政権の東国政策と徳川氏（佛教大学研究叢書29）』（思文閣出版）、論文に「筒井順慶の「日和見」と大和国衆」（『地方史研究』392号）、「大坂冬の陣における堤防の役割—主に「文禄堤」と京街道を事例として—」（『交通史研究』93号）などがある。

渡邊 大門 氏（株式会社歴史と文化の研究所 代表取締役）

神奈川県生まれ。関西学院大学文学部卒業。佛教大学大学院文学研究科博士後期課程修了。博士（文学）。戦国時代の研究においては、特に赤松氏、山名氏、宇喜多氏を手がけるほか、戦国大名全般にも詳しい。著書に、『戦国期赤松氏の研究』（岩田書院）、『戦国期浦上氏・宇喜多氏と地域権力』（岩田書院）、『赤松氏五代』（ミネルヴァ書房）、『戦国・織豊期 赤松氏の権力構造』（岩田書院）、『論集 赤松氏・宇喜多氏の研究』（編著・歴史と文化の研究所）など多数。

編集後記

令和元年度の講座「丹波学」は、133名の方々に受講いただき開講することができました。受講いただきました皆様には、心よりお礼を申し上げます。

本年度は、『戦略のクロスポイント「丹波」～権力者たちの見たもの～』をテーマに、5名の先生方をお迎えいたしました。先生方には、最新の研究や多くの史料を用いて、大変わかりやすく興味深い講義をしていただきました。時には現地へと足を運び、事前に情報収集をされたとお聞きし、大変感謝をしております。おかげをもちまして、交通の要衝丹波で、当時の権力者たちがこの地をどのように治め、どのように暮らしていたのかを、垣間見ることができました。今では、丹波の山々や穏やかな川の流れを見るたびに、権力者のみならず、当時の人々の様子までもが目に浮かびます。皆様が少しでもこの講座を通じて、丹波の誇れるものや受け継がれるべきものについて考えていただけたなら、講座の目的に迫ることができたのではないかと思います。

講座「丹波学」は、多くの受講生の皆様、講師の先生方に支えられ、育てられて参りました。今後も、受講生の皆様にとって、さらにわかりやすく興味の持てる講座になりますよう企画して参りたいと思います。本講座が皆様にとって、丹波の伝統文化を次代へ受け継ぐ原動力となりますとともに、地域の活性化につながる新たな展開の一助となれば大変嬉しく思います。

最後になりましたが、講師の先生方におかれましては、講義録の作成にあたり惜しみないご協力をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

令和元年度講座「丹波学」講義録

令和2年3月発行

発行 (公財) 兵庫丹波の森協会
丹波の森公苑 文化振興部

〒669-3309

丹波市柏原町柏原5600

TEL 0795-72-5170
